

## 平成28年第7回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年12月6日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副町長	岡 由樹夫 君
教育長	小川 浩子 君	会計管理者 兼会計課長	田村 正水 君
総務課長	橋本 民夫 君	企画財政課長	佐藤 美彦 君
税務課長	稲澤 正広 君	住民生活課長	鈴木 真也 君

環境総合推進 室 子育て支援 課 長	鈴木 雄一 君	健康福祉課長	立花 喜久江 君
農林振興課長	小川 一好 君	建設課長	穴山 喜一郎 君
総合窓口課長	坂尾 一美 君	商工観光課長	板橋 了寿 君
農業委員会 事務局 長	薄井 桂子 君	上下水道課長	田代 喜好 君
生涯学習課長	大森 新一 君	学校教育課長	薄井 健一 君
	笹沼 公一 君		

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局 長	高林 伸栄	書 記	岩村 房行
書 記	長家 佳奈子	書 記	岡 多恵子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第7回那珂川町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） 開議に先立ち、去る10月8日ご逝去されました故橋本 操議員に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

それでは、皆さんご起立願います。黙禱。

[黙 禱]

○議長（塚田秀知君） どうぞお直りください。ご着席ください。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚田秀知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、益子明美さん及び7番、大金市美君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（塚田秀知君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から8日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から8日までの3日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（塚田秀知君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、請願の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに議長宛てに提出があり、受理したものは1件で、お手元に配付した請願文書のとおり、「県立馬頭高等学校通学費等補助金交付制度等に関する請願書」であります。

この請願につきましては、11月29日開催の議会運営委員会に諮り、教育民生常任委員会に審査を付託することといたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事などについて報告をいたします。

詳細は、お手元に配付してある報告書のとおりであります。主なものを申し上げます。

まず、10月7日、那珂川町老人クラブ連合会の運動会が馬頭地区と小川地区の合同で盛大に開催されました。初めての合同開催ということで、和やかな交流を心行くまで楽しんでいました。

10月21日、宮城県涌谷町議会議会運営委員会が行政視察で来町されました。視察の目的は、当町の議会改革や議会活性化の取り組みについての研修でありました。議会改革特別委員会小委員会の委員と私が出席し、説明に続き懇談会形式で情報交換を行いました。受け

入れた当町議会にとっても有意義なものでした。

11月29日にも茨城県八千代町議会議員の視察の受け入れがあり、同様の対応をいたしました。

10月28日、栃木県町村議会議長会第2回議長会議が自治会館で開催されました。若者と政治をつなぐ担い手づくりを行っているNPO法人の代表者の講演のほか、平成27年度栃木県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算の認定について協議を行い、全て原案どおり決定されました。

次に、11月13日には創生なかがわ株式会社の開所式が旧消防馬頭分署で行われました。民間主導で地域創生を推進する核として、今後の奮闘を期待するものであります。

11月15日には県立馬頭高等学校創立70周年記念式典が挙行され、出席しました。これまでの実績を基礎として、さらに地域とともに特色ある学校づくりに邁進され、地域を担う個性豊かな生徒の育成を目指していただきたいと思います。

11月16、17日には、議員全体の行政視察で岩手県紫波町の公民連携によるまちづくり事業と宮城県南三陸町の生ごみ利用によるバイオガスの事業をそれぞれ視察してきました。この行政視察で得た知識から、町の行政に生かせるものは随時提言してまいりたいと思います。

11月18日には宇都宮市において議員全員を対象とした研修会が開催され、「町議会を取り巻く諸問題」と題しての講演が行われました。地方議会における議員のあり方について、改めて研修をしてまいりました。

11月26日、県北木材協同組合那珂川工場開業5周年感謝祭が開催されました。当工場と関連施設は、町の振興計画でうたっている循環型社会の構築を確実に実行している事業であり、町の誇れる事業として今後とも地域の結びつきを大切にされ、発展されることをお願いしたい旨、挨拶をしたところであります。

次に、9月定例会以降、議長への報告のあった各委員会の開催状況について、主なものを申し上げます。

まず、議会改革特別委員会は、議会報告会に係る協議のため3回開催しました。

なお、開催する事前の協議のため、小委員会も同様に開催しております。

議会報告会は、11月5日を皮切りに6日、12日、13日の4日間、町内4カ所で開催しました。参加者は34名と少なかつたものの、議会に対する要望や意見を多数いただきました。今後、議会改革特別委員会で内容を精査し、報告を要するものは議会広報などで報告をいたします。

また、各常任委員会に係る団体との意見交換会を、11月19日には総務企画常任委員会が町消防団と、11月21日には教育民生常任委員会が町PTA連絡協議会などと、11月26日には産業建設常任委員会が町農業委員会とそれぞれ開催をいたしました。

次に、行政視察であります。11月1日、2日の2日間、教育民生常任委員会は長野県下條村及び駒ヶ根市における子育て支援事業について研修をしてきました。

11月10日、11日には、総務企画常任委員会及び産業建設常任委員会合同で長野県のみなみ信州農協の市田柿ブランド推進事業と埼玉県水産研究所のホンモロコ養殖、生産販売事業を視察してまいりました。

次に、議会広報特別委員会につきましては、議会だより45号の編集のため3回開催したほか、議会広報モニター懇談会を開催し、モニターからの意見をいただいたところであります。また、10月25日には東京都で開催された全国町村議会広報研修会に参加しました。

最後に、議会運営委員会につきましては、11月29日開催し、今期定例会の審議日程などについて協議をいたしました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わりといたします。

---

## ◎行政報告

○議長（塚田秀知君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

平成28年第7回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

いよいよ冬になりました。インフルエンザがはやっているようでございますので、皆さんもお気をつけいただきたいと思います。

まず初めに、かねてより設立に向けて準備が進められてきました民間主導のまちづくり会社、創生ながわ株式会社の創立総会が9月28日に開催されました。今後、民間主導によって地方創生を推進する核となり、まちおこしや地域活性化に寄与していただけるものと大きな期待をしております。

次に、町民の皆さんもテレビや新聞報道等でご承知のとおり、10月20日のプロ野球新人選手選択会議におきまして、馬頭、田町出身の明治大学4年、星 知弥選手と高岡出身の早稲田大学4年、石井一成選手の2名が、プロ野球球団からどちらも2位指名を受ける快挙となりました。お二人は、過日それぞれの指名を受けた球団と入団契約を行なったとお聞きしております。町初のプロ野球選手誕生へと大変明るい話題となり、子供たちに夢と希望を与えてくれました。両選手は、子供のときからずっとプロ野球選手になる夢を持ち続け、決して途中で諦めない強い意志と口では言いあらわせないほどの努力の結果を身をもって私たちにを見せてくれたと思っております。今後の活躍を期待し、町民の皆様とともに応援し、野球ファンはもとより、多くの方々にずっと愛される選手に成長されますことを念願しているところでございます。

それでは、順次行政報告を申し上げます。

9月4日、小川地区の敬老会が小川総合福祉センターあじさいホールで開催されました。また、9月中には馬頭地区の敬老会が、地域の公民館や学校の体育館、地域の飲食店を会場とし、17の地区において行政区主体により開催されました。私もできる限り多くの会場に出席させていただき、地域の発展に貢献してこられました高齢者の方々の長寿をお祝いし、敬意と感謝の意を表しました。

9月11日、那珂川苑&グリーンヒルふれあい祭が小川総合福祉センターを会場に開催されました。

9月20日から11月2日にかけては、町内15カ所において町政まちづくり懇談会を開催し、第2次那珂川町総合振興計画について説明を申し上げ、あわせて町政全般についてご意見をいただいたところでございます。延べ400人近くの方々に出席をいただき、意見を交換させていただきました。頂戴いたしましたご意見やご要望等は、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えております。

10月8日、ホームステイウイークエンド in 那珂川が開催されました。稲刈り体験には、外国人や町民など約120名が参加され、餅つきや和菓子づくりなども行われました。

なお、今回は、外国人18名が町内の11軒のお宅に9日までホームステイし、日本の一般家庭の生活を体験されました。

10月13日、栃木県交通安全高齢者自転車大会が開催され、昨年度に引き続き那珂川町が2連覇を果たしました。ことしは、那珂川町交通安全協会武茂支部の皆さんが出場し、団体の部、個人の部の両方とも優勝というすばらしい成績を修められました。

10月15日、小川総合福祉センターあじさいホールにおいて、平成28年度自治功労者等表彰式を開催いたしました。多年にわたり本町の自治振興に貢献された皆様のほか、今年度から特別功労の枠を設け、地域貢献と業務精励のご功績をたたえ、総勢9名の方と6団体を表彰させていただきました。

第51回栃木県知事盃争奪ゴルフ競技大会の一般女子の部において優勝された和見の吉川桃さんと同大会において準優勝された妹のくるみさんが、10月19日に町長室に報告に訪れました。桃さんは、日本女子オープンゴルフ選手権大会、岩手国体に栃木県代表として出場され、また妹のくるみさんは、日本女子ジュニアゴルフ選手権大会に出場するなど、今後とも吉川姉妹の活躍を期待しているところでございます。

10月22、23日の2日間、なかがわ元気フェスタ2016が小川総合福祉センターと南町小公園周辺の2会場において開催されました。南町小公園では、広重紅葉まつりも同時に開催され、町なかはにぎわいを見せました。天候にも恵まれ、約1万2,000人の来場者にお越しいただきました。このフェスタを通して那珂川町の食の魅力をPRし、さまざまな町の情報発信をすることができたと思っております。また、元気フェスタ開催初日の22日には、野木町との観光都市交流協定の締結式を同会場ステージ上において行ったほか、23日には新たに10名の方々をふるさと大使に任命させていただきました。

第30回栃木県小学生女子ソフトボール新人大会において馬頭ウイングスポーツ少年団が準優勝され、29日の夕方、馬頭中心街において祝賀パレードを行い、町民の皆様から大きな祝福を受けました。来年の3月26日から神奈川県で開催される第10回春季全日本小学生女子ソフトボール大会に栃木県代表として出場しますので、全国大会での活躍を期待したいと思います。

小川第10行政区において集落営農組合が組織され、10月28日の設立総会に出席しました。今後、耕作放棄地や担い手不足の解消に貢献されることを期待しているところです。

10月30日、那珂川町消防団の通常点検を馬頭グラウンドで実施しました。近年、消防団の団員確保が難しくなっており、災害発生時の対応を危惧しておりましたが、颯爽とした点検内容に安堵したところであります。

11月2日、馬頭高校で総合的学習の一環として地域創生に協力する高校生の育成を目指す地域学習「那珂川学」が始まり、開講式の記念行事として、私が「那珂川町の歴史、文化と未来」と題しての記念講演を行いました。この那珂川学は、総合的な学習の時間を活用し、生徒が校外に出て地域で活躍する個人や団体から町の地域資源や歴史、文化、地域防災など

を学ぶという内容のものであります。

また、11月15日には馬頭高校の創立70周年記念式典が開催され、出席してまいりました。70年という長きにわたり、絶えず馬頭高校の教育と発展のためにお力を注がれてこられました方々に対し、感謝の言葉を申し上げます。今後とも、地域に根差した高校として支援をしていきたいと考えております。

11月10日、11日、小川総合福祉センターを会場に、栃木県内で活躍されておられる地域おこし協力隊70名が一堂に会し、地域おこし協力隊栃木県サミットが開催されました。

11月16日、東京のNHKホールで全国町村長大会が開催され、参加しました。大会終了後には、県選出国會議員に対する要望活動が行われ、私も参加してまいりました。

11月26日、県北木材協同組合那珂川工場の5周年記念式典が開催され、出席いたしました。

11月27日、グリーンヒルまつりが小口地区収穫感謝祭とあわせて開催されました。

本年は3年に一度の民生委員、児童委員の一斉改選が行われ、12月1日には厚生労働大臣、県知事、そして町からの委嘱状交付式と退任される委員の方々に感謝状贈呈式が、小川総合福祉センターにおいて行われました。今回の改選では22名の委員が退任され、再任を含めた53名の方々に委嘱状が交付されました。新しい委員の皆様には、地域住民の相談相手、行政と住民との橋渡し役としてご活躍されることを期待しております。

12月4日、なかがわ町民大学、那珂川人権フェスタが小川総合福祉センターを会場に開催され、町外からも多くの来場者がありました。また、当日は那珂川町の町歌をつくられた町ふるさと大使でシンガーソングライターの工藤慎太郎さんを講師に、講演会が開催されました。

最後に、今月の11日から31日まで、年末の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。交通事故を初め事件や事故に遭わないよう、また火の取り扱いには十分注意されますようお願い申し上げます。

終わりに、本定例会には、議案では条例の制定や改正、補正予算など18議案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

◎一般質問

○議長（塚田秀知君） 日程第5、一般質問を行います。

---

◇ 大 森 富 夫 君

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問を許可します。

5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 改めまして、おはようございます。

5番、大森富夫です。

ことしも、月めくりカレンダーも最後の1枚となりました。12月に入り、今月は諸行事がいろいろあります。ことし1年を振り返るとまだ早いかなという、そういうことを考えるのは早いという気はしますけれども、1年をさっと思い出せば、やはり本当に1年のうちにはまさにいろいろあるものだなと。先ほども議長のほうからもいろいろ申し述べられましたけれども、議会関係の一種の活動の一環として、この一般質問を見ても実際にさまざまな問題を取り上げてまいりました。執行部の取り組みをそうしてただしてきたわけでありませぬ。

その取り組みにつきまして、私は新聞も発行いたしまして、町民の皆様にお知らせをいたしました。私の変わらぬこのポリシーは、地方政治家として社会的弱者の側に立って、町民の役に立つ働きをするということ、自然を生かした住みよい町をつくるというものであります。この1年、そういうことを思いながらもやってきたわけですが、町民の皆さんの期待に応えられたかどうかということにつきましては、自信はありませんけれども、自分なりに頑張ってきたわけでありませぬ。

さて、今議会の一般質問におきましては、馬頭管理型最終処分場について、町道備中沢線改良工事について、空き家空き地、この空き地につきましては宅地のことをいうわけですが、この対策について、障害者施策の充実についての4項目につきまして、質問通告をしておきました。この質問通告どおり、順次質問をしていきたいというふうに思います。町長を初め執行部の皆さん、町民の皆さんに那珂川町に住んでいてよかったと、町外の皆さんには那珂川町に住みたくなったというような声が聞こえてくるような答弁を期待するもので

あります。

まず、馬頭管理型最終処分場について伺います。

県営の産業廃棄物管理型最終処分場建設については、自然破壊と生活環境悪化などが懸念されるなどとして数千名の反対者署名が寄せられて、町民、住民を無視した県の姿勢に厳しい批判があるにもかかわらず、建設を強行しようとしています。私は、これまでも県や町に対し、議会一般質問や住民説明会があるたびにその建設の不当性、疑問や懸念についてただして、当初から一貫して中止、白紙撤回を求めてまいりました。

しかし、県は町民の強い反対があるにもかかわらず、平成28年3月、ことしの3月には馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）実施方針を示しました。そして、7月には特定事業の選定、つまりPFI法に基づき特定事業として選定したことを公表しました。そうした上に、この2カ月後の10月13日には、入札公告を出して入札説明書も公表しています。このように、県は住民に理解されない、合意も得られていないのに事業を進めようとしています。

そこで、改めて町長に以下の点で見解を伺うものであります。

1つは、馬頭管理型産業廃棄物最終処分場の設置許可は出ていないというふうに思います。それなのに、あたかも設置許可が出ているかのようにして、関連事業や事業そのものを進めようとしているわけであります。きちんとした順序を踏まえたようなものになっていないということは、まずこの点からも明らかなわけでありますけれども、この許可申請は、県北健康福祉センターに平成20年2月13日に提出をしているわけです。この設置許可が、いまだに許可が出ていないんです。案外と住民の皆さんは、このことを知っておりません。実際、先日も馬頭の県のリサーチ機関になっていきますけれども、処分場の関係者にこのことを確認しました。出ておりません。余りにも不自然ではありませんか。このことについて、こういう設置許可が出ていないということについて、町長はどういう見解を持つのか、まず伺っておきます。

2つ目は、放射性物質が健康に及ぼす影響、これは明らかになっているわけですが、この放射性廃棄物を含む産業廃棄物を持ち込むということにつきまして、そういう健康問題ということをもまず考えてみましても、きっぱりと反対を表明すべきではないかという点であります。町長は、この点でこれまでそういう表明をしてきておりません。この見解をまず2点目に伺います。

3点目は、環境保全協定、この点につきまして、私は県は町と結ぶということを表明しているんだというふうに思いますけれども、関係行政区全てと結ぶべきではないかというふう

に思っています。この点、町長はどのように考えるのかということでございます。

また、冒頭申し上げましたように、県は住民合意が得られていないというのに事業実施、入札公告まで行なっているんですね。それなのに、町は、環境保全協定につきまして関係住民、行政区との話し合いというものを一度も行なっていないではありませんか。甚だしい立ちおくれになっているというふうに思うんです。早急に町は行動を起こすべきではありませんか。協定内容、これをどのようなものにするのか。そういうことについて、行政区、関係住民と話し合うべきではありませんか。町長は、この点でどういう見解を持っているのか伺います。

また、この環境保全協定、当然公表すべきでありますけれども、そういう協定締結という所に至るまで、町長はどのようなスケジュールを考えているのか伺っておきたいというふうに思います。

4点目は、PFI方式についてであります。

この点では、県は責任を持つ、県の事業に変わらないということでありまして、PFI方式というふうになれば、町民の皆さんの理解を得ていくというのは非常に難しいというふうに思います。こういう点では、県が発行しております「グリーン・ライフなかがわ」というものにもPFIについての疑問点を掲載し、住民の疑問点を取り上げて回答しているというようなこともありますし、住民の皆さんから非常に不安を持たれているというふうに思います。この方式について、町はどのような考えを持っているのか。この点を伺っておきたいというふうに思います。

5点目は、交付金の使途についてであります。

これは、これまで10億円を交付するというのを、実際にその半分は、5億円は来ているわけでありまして、この交付金の使途については32項目、これまでも地域振興という取り組みの中で使っていくんだということで挙げられておりますけれども、現在その使い方について32項目ということも挙げているだけで、5億円しかまだ来ていないわけですが、今後残りの5億円についても、全額入ってくるかどうかということもわかりません。金額もそうなんですけれども、そういう交付金の使途につきまして、町長の現時点での考えと計画につきまして、32項目という項目を挙げられてはおりますけれども、どういう考えと計画があるのか伺っておきたいというふうに思います。

第1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） まず、私から馬頭管理型最終処分場についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、処分場の設置許可についてですが、PFI事業者が決定し、詳細設計策定後関係図書が整った時点で設置許可申請を提出すると聞いております。

次に、2点目、放射性廃棄物を含む産業廃棄物の持ち込みについてですが、県と町が結ぶ環境保全協定で決定される事項であり、現段階ではお答えいたしかねます。

次に、3点目、環境保全協定についてですが、環境保全協定は県と町が結ぶものであり、締結の時期については、処分場事業の工事着手までに締結予定であります。

次に、4点目、PFI方式についてですが、PFI事業は、管理者である栃木県が事業手法として決定したものであり、町としてはその事業手法に意見はありませんが、県が責任を持って事業を遂行して北沢の不法投棄物を撤去してもらうことが重要と考えております。

次に、5点目、交付金の使途についてですが、平成27年2月19日の議会全員協議会において説明したとおり、地域振興計画32事業中町が行う27事業に活用していく予定であります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 再質問いたします。

1番目です。町は、なぜ設置許可が出ていないにもかかわらず、これまで許可が出ていないのに基本協定などを結んでいるわけです。普通、順序、物事を進めていくには、行政もそうでしょう、そういう許可が出た上において事業を進めるというのが、町長だってそうでしょう、許可が出ないのに何をやるにも始まらないわけですね。

ところが、県は設置許可申請していて、出ていない。出ていないにもかかわらず、どんどん事業を進めているわけです。一番最初の点で、非常に住民には理解されない行動をとっているんですね。物事を進めるには、とりわけ行政がやるには、許可をとってから、許可を得てから進めるというのが当たり前の話だと。

ところが、今度のこの最終処分場については許可が出ていないんですよ。それは何で出ないんだ。何で県は、県の申請で県が許可を出さないんだと。おかしい話じゃないか。普通は、その事業をするには幾ら長くたって半年ぐらいには許可がもらえる、その条件に合って、許

が出せるものは出すというのが、当たり前の話が通っていないんですね。でも、どんどんやっている。非常にその点でも、住民からも理解されない、最初の出発点から理解されないものになっているんだと思うんです。

答弁といえば、先ほどの町長のように、詳細設計ができておりません、だから、その許可が出ないというようなことを答弁の一つとして言うわけですね。私は、そういうのは本当に住民無視も甚だしいと思うんですよ。許可が出ない理由について、町としてもそういう点でははっきりさせるべきだと思うんですけれども、町長は、この時点で改めて県にただす気はないかという点をまず1点伺います、再度伺います。

2点目は、グリーン・ライフ……

○議長（塚田秀知君） 大森君、一問一答です。

環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 大森議員さんにお答えします。

申請は、どんな事業でもそうなんです、先に許可があるということはありません。なかなかいろんな準備等、今言った設計業務がないと、処分場の構造とか建屋とか、そういったものの設計がない限り、許可申請には至りません。私も、ほかの事業でやってきた計画から申し上げますと、そういった設計とか全てがそろった時点で、ほかの許認可を含めて最終段階で許可申請というのは出す予定であります。以前出したものについては、屋根の構造がないとかそういったことで取り下げる予定でいると聞いておりますが、やはり最終的な設計、詳細設計がない限りは許可が出ないというのが、それだけではありませんで、それ以外の手続等も含めて、全てそろった時点で許可申請というのは出すようになっているかと思えます。

私事でございますが、工業団地の造成なんかもそういう形で、いろんな手続を全部クリアして、順序を経てやって、最終段階でそういった許可をもらうのが通常の例でございます。そういう意味で、決して出さないんじゃなくて、現時点では出せないというのが、書類的にそろっていないというのが許可申請を出さない大きな理由であり、町としても、それについては何ら問題ないというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 室長の答弁は、非常に住民からは理解されないと思うんですね。準備が整って問題がなければ、もうその処分場はつくってもいいですよと、許可を出してもいいはずなんですね。ところが、そういう許可が出せないような状況になっているからこそ、許

可が出せていないわけでしょう。

それをずっと私は、県の話聞く中で、じゃ排水はどうするんだと。排水は、小口橋の下流の那珂川の手前に落とすんだよと、導水管を通して落とすんだよと、そういう排水の問題、答えられなかったですね。そういうことでもって、じゃ設計するのかと。結局は、詳細設計ができなかったんですよ。その排水の処理についてはできない、じゃ排水はしない、クローズ型にするんだと、こういう変更になった。もうその点でも、設計が全然狂っちゃってますよね。そういう問題を1つとってみましても、結局は、最初の計画は不備があるから許可が出ないということになるのではないかと、こういうふうに思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 不備ということではなくて、最初に基本設計を組んだ段階では、そういう計画でございました。

ただ、その後より安全性の高いということで、排水はしないでクローズド型で水処理の循環をしようというような、それと屋根つきの処分場で拡散しないようにしよう。そういうことで、2回目の基本設計は議員の皆さんもご存じかと思うんですが、そういうことで基本設計をしたわけでございます。

それで、詳細設計をなぜできないかというのと、PFI事業は設計、施工、管理を一体でやるということです。その中で、関係書類が整うのは設計ができ上がってからということなのでまだ出していないということで、理解が得られないといっても非常にそういう許可の手続というのは複雑でございまして、許可ありきではございません。関係書類が最終段階までそろった段階で許可の申請をするというのが、現状でございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 詳細設計を発表すると言いながら、結局最初の計画、詳細設計は出さなかったですよ。これについてはどう思いますか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 用地の問題、あるいは今言ったような安全性でより高いものを検討した中で、変更基本設計まで延びた経緯というのは、ちょっと私もその当時おりませんで、経過についてはよくわかりませんが、基本的には安全性の高い施設にしていくということでの変更をしたわけございまして、決して出さなかったわけではなくて、詳細設

計がない限りは許可は出せないというのが現状だということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） まず設計をとするのはいいですよ、室長。しかし、ある計画地の中には、反対派の土地が約7反歩くらいですか、正確な用地は、敷地はわかりませんが、要するに数反歩の反対派の土地があるということで、結局その計画敷地面積も変更したでしょう。先ほどの排水、落とすところの導水管の問題なんかも小口、備中沢を通していくようなことが不可能であるというようなことを考えてみても、結局は許可の出せないような許可申請を出していたということじゃありませんか。どうですか、その点では。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 用地の問題につきましては、やはり当初の基本設計の中には、ご理解いただけない用地があったというふうには思います。その中で、用地を含めて施設全体を見直したものが、2回目の基本設計になっているというふうに県のほうからは聞いております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 結局、最初の計画については、そういういろんな諸問題があり許可が出ないという、それで今日に至っているというのが現実なわけですね。今は、第1問につきましては最後にして、その廃棄物の処理及び清掃に関する法律についての許可の問題は、第15条に出ているんですね。設置をしようとする者は許可を受けなければならないということは、第15条に出ているんですよ。法律に照らして、じゃどうなんだということでは、どういう見解を持ちますか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 当然、許可というのは、出す部署も、申請する部署も、許可を出すほうも、同じ部内ではございますが、完全に組織的には分かれてございます。その中で、当然法律にのっとった許可申請をして、許可をもらってから工事着手というふうな段階を経るわけですが、今まで申し上げたとおり、その準備というのは複雑多岐にわたります。その辺をご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 結局、最初の基本設計は許可が出ないまま、この基本設計を変更するという事になって、今そういうままで事業を進めようとしているのは現実ですね。これは、基本設計を変えて改めて許可申請を出し直すということにならなくちゃいけないというわけですね。この点で、現実にはそういうことで、許可が出ていないのに県は事業を進めているということを変更してはつきりさせておきたいというふうに思います。

こういう点では、町長に私は改めてそういう最初の出発点から、処分場の問題については非常に那珂川町の自然豊かなものを破壊していくという点、あるいは生活の環境、自然環境を変えていく非常に問題な施設であるということ、これを出発点のところから、町長のほうからもう少し県に慎重な姿勢をとるよう、求めてもらいたいというふうに思ったわけです。

2点目に入ります。

2点目につきましては、放射性廃棄物の件でありますけれども、グリーン・ライフ36号に放射性物質に汚染された廃棄物の埋め立てについての住民の意見が掲載されています。この受け入れ基準につきまして、この件では住民アンケートを取り、県との協議におきましては明確に受け入れないように、町長としてそのことを要求するというこのことを私は求めたいと思いますけれども、町長は県との協議については答弁をしないということで、先ほど1回目の質問にはお答えになったわけでありまして、この県との協議、もう県はどんどん施設設置について公告までして、入札公告までして進めているわけです。非常にそういう点では、町長としては立ちおくられていると思うんですけれども、住民との話し合いとか、あるいはアンケートとか、町民からのアンケートとか、放射性物質についての意見を聞いて取りまとめて県と協議していくというそういう段取りをきちんととっていく必要があると思いますけれども、改めて県との協議について、町長に明確な答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 県との協議ですが、環境保全協定の中身については、現段階ではお答えいたしかねます。

ただし、私は常々、指定廃棄物の問題が今大きくクローズアップされております。事故後5年、6年近く経過をいたしまして、その中で放射線量も下がっている、また再測定、このような話もございます。しかし、私がずっと一貫して申し上げていますのは、一旦指定廃棄物と指定されたもの、これが仮に再測定をして8,000ベクレルを下回っても、これはちゃん

と元指定廃棄物という色をつけて国が全責任を持って処分すべきである、このような考えを常々申し上げております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 住民の不安は、このグリーン・ライフなかがわの36号にもまとめられたような形で出されているのはご存じだろうと思うんですけども、受け入れ基準について幾つにするのか。8,000ベクレル以下と言っていますけれども、非常に8,000ベクレル以下なんていうことは、どういう根拠でもってそういうことを言うのか。1つは、法律でいいからというから入れるよというふうな話なんだろうと思いますけれども、非常に曖昧なわけですね。

健康に対する問題というのは、そういう数字でもってをはかれないものがあるわけですね。どういうところに放射線が当てられるのか、あるいは年齢、年代によって全然違うと。子供、幼児だったらば、大人と同じ線量を受けても2倍も3倍もその影響力が違うと。人体に当たる臓器についても、その臓器の種類によって影響が全然違うと。8,000ベクレルなんて言ったって、そういう非常に曖昧なものがあるわけです。だから、100ベクレルだって大変な影響になっていくというものだってあるわけですね。

ですから、町長としてはもう一切そういうことはなくて、放射性物質、そういうものが含まれる廃棄物というものは、絶対受け入れないということを明確にして、この処分場については放射性廃棄物、絶対にそれは入れませんということをしっかりと町長の言葉として明確にすべきだというふうに思うんですけども、改めて町長の見解を伺います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 放射性廃棄物といいましても、どういうレベルでおっしゃっているか、私にもちょっとはかりかねますけれども、ゼロ以外の物を全て放射性廃棄物とするならば、それを一切受け入れない、このような発言は私からはいたしかねます。

それと、先ほど住民アンケートとかそういうお話がございました。しかし、前回の別の方の一般質問の中で、私が答弁の中で、私は専門家でないから答えられない、そのような答弁をした記憶がございます。それに対する反論、町長がそんな答弁していいのか、そんなお話もお伺いしました。専門家でなかったらこれから勉強する、そういう姿勢が必要じゃないか、そんなお話も伺いました。当然、私もそうだと思います。そういうことを鑑みますと、

一般の方々にアンケートをとるよりは、私は専門的な知識を持った方のご意見を伺ったり、その方にご指南いただいて県との協議に当たっていく、それが、私にとりましては正しい道だと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 私は、住民の不安を払拭していくには、そういうものはきっぱりと受け入れないということを明確にすることが、やはり処分場ということを考えてみた場合には必要なんではないかと。住民もこういうふうには、グリーン・ライフなかがわに掲載されておりますように、住民の皆さんの不安というものは大きいわけですね。だから、そういうものをきっぱりと払拭するには、放射性物質、そういうものに汚染された物は一切入れませんよということを明確にするということが、一番安心できる、そういう措置ではないかということと言っているわけなんですけれども、町長はそういう点ではどういうことでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は、明確にゼロ以外の物を全て入れない、入れさせない、このような発言はいたしかねます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ですから、県との協議を十分にするということになると思うんですけれども、県もそう言っているわけですね。これは、ここに出ていますように、受け入れ基準については今後那珂川町と十分協議していきたいというふうに県も言っているわけですね。だから、どういうレベルで受け入れるかという点では、町長の一存というわけには当然いかなないわけですね。町民の不安ということを考慮しなくちゃならないわけですから、そういうことで町長に見解を伺っているわけなんですけれども、どういう検討をしているんでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） どういう検討と申し上げましても、先ほどお答えしたとおり、私は素人だという発言で、これは町長もっと勉強しなさいよということで、私も勉強するに当たっては、書籍とかいろんなネットとかございます。そのほかに、やはりそちらのほうの知識の豊富な方、専門家の方々、そういう方のご意見をお伺いしながら検討してまいりたい。それから、今この時点で私が数字を申し上げると、それに尾ひれがついてひとり歩きをしてしまうということで、今の時点では私からいろんな数字的なものは申し上げられませんので、ご

理解をいただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 町長のそういう答弁では、住民の皆さんは納得しないというふうに思うんですね。もう県は、事業実施にスケジュールを決めてどんどん進めているわけですね。そういう点では、町としては非常に立ちおけているというふうに思うんです。その受け入れ基準については、もちろん専門家のお話も聞きますし、住民の皆さんの不安を払拭していくためには、どういうふうになればよいかということも検討しなくちゃならないと思うんですね。だから、その立ちおくれがないように、じゃいつまでにそういう受け入れ基準について、県と1回の話し合いでは決まらないと思うんですけれども、そのスケジュールはどういうふうになるんですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 県と協議してまいります。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） そういうことで、その協議ということはもちろん必要なわけですが、現時点でいっても立ちおけているというふうに私は強く感じているわけですね。県の事業の進め方を見てみれば、それについては、もう町の取り組みというのは、非常におかれているというふうに思いますので、一つ一つ立ちおくれを取り戻すためにも早急な検討をお願いしたいというふうに思います。

3点目に移ります。

環境保全協定でありますけれども、協定書は県だけと締結するのか。こういうことで聞いたわけでありまして、民間の事業受注者とは、PFIの特定企業とは結ばないのかという、実際に県はそういうPFIを進めるということになっているわけですから、県、受注会社PFI、と町、行政区、関係行政区、そういう全てのところと環境保全協定を結ぶべきだというふうに私は思いますけれども、町長はそういう点ではどういうふうにお考えですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 協定の相手方でございますが、1つはPFIの事業者と協定ということでございますが、PFIはあくまでも県が発注したものをやる、その受注会社でございます。その中で、県とPFI事業者は協定を結びます。最終的にこちら町側とし

ては、県と協定を結べば何ら問題はないかというふうに思います。かえってその事業者と結ぶということには、不自然さも伴うかと思われます。

それと、町は町だけなのか、行政区と結ばないのかということですが、この点についてはほかの事例もございまして、例えば鹿児島とか熊本、大規模な処分場としてはそういった例がございしますが、町と県で協定を結んでおります。そういう意味で、全体的に見渡すということであれば、特定の行政区ということだけではなくて、町が責任を持って協定を結ぶということで、町が対応する考えでおります。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 万全なものにするには、やっぱりPFIの受注会社とも結んでおくということが、私は万全なものになっていくんだと思うんですね。実際的には、そういう会社が事業を進めていくわけですから、そこと直接的な環境保全協定を結ぶというのは、私は必要かなというふうに思うんですけれども、室長はそういう考えで全面的に県が責任持つんだからいいだろうという話ですけれども、私はそういう点では納得はいきません。

別な問題として、このPFI事業では、設計、建設、運営、管理というものを一体的に扱っていくことになるわけですね。そうしますと、施設の安全性、環境影響、こういうことで考えてこれまで住民監視システムということを書いてきたというふうに思うんです。この住民監視システムは機能しなくなるのではないかというふうに私は懸念するわけなんですけれども、BTO方式とこの住民監視システムとの整合性、これはどういうふうに考えているんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） あくまでも、PFIは県の受注業者でございまして。その中で、監視システムについては当然地域住民が監視を、毎日ではございませんが、その監視をしてもらうと。その辺は、もう一つは、以前はケーブルテレビ等も使うとかいろんな意見がございました。

そのシステムについては、まだ構築されておませんが、住民の監視、あるいはそういったシステムはシステムとして県が行って、PFI事業者だろうとどこであろうと、県がシステムを構築して住民の監視システムを入れると。具体的に、まだちょっとその辺の詳細を詰めておりませんので、どういうシステムになるかはまだ正確には申し上げられませんが、そういうことであくまでもPFIというのは受注者であって、法律的にも法律的な関係は町と

はないわけですね。最終的に県が責任を負うという、今漠然とそういう言い方しかできませんが、県は詳細な契約とか協定をPFI事業者と県で結ぶわけです。その中で、役割分担をする中で、最終的にはその全てを含めて、県と町がお互いにその責任について協議をするということをございまして、PFI事業者が町と協議をするということは、基本的にはあり得ないというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 環境保全協定を万全なものにしていくには、実際に進めている会社とも入って私はやる必要があるのかなという感じをしたものですから、その点を伺ったわけです。

別の観点から、PFIということから、それはBTO方式になると。県の資産ということに戻して、そして戻した後この権限をPFI会社に移していくということに、一体的に設計、建設、運営、管理ということを一貫してPFI会社がやるわけですね。どこに住民監視システムを入れるんですか。その住民監視システムは一言も出てきませんよ。これまでのPFI決定、あるいはこの事業の入札公告、こういうものを見ても、住民のことなんて全然入っていませんよ。リスクの点ではちょっと出てきますけれども、一言出てきますけれども、住民監視システムというのは県では全然出てきませんよ。一貫して設計、建設、運営、管理というものを任すわけですから、そういう会社もきちんと住民との接点というものを持ってしかるべきだと思いますけれども、この点ではどういうふうに考えますか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 詳細については、まだ決まっていないというのが現状でございまして、最終的に監視システム自体は、県が行うというふうに考えております。その中で、事業者等がやらなきゃならない部分というのは、例えば現場での立ち合いの状況とかそういったことになるかと思しますので、PFI事業者の中でやらなきゃならない事項がないということで、詳細についてはまだ書いていないかと思いますが、その辺は最終的には管理運営の中でもう一度県、PFI事業者、それと町も含めて、最終的な詰めというのはしていきたいと思いますが、現段階でご説明できるような内容については、まだでき上がっておりません。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 県との話し合いは、そういうことも含めて十分、町の立ちおくれというのは明らかなわけでありますから、先ほどの話も含め、このPFIのほうも含め、いろんな問題が非常に立ちおけているというふうに私は強く思いますので、この住民監視システムにつきましても十分本当に監視ができるような、私はもちろん白紙撤回ですよ。できないのが一番いいわけですから、危険な物質を永久的に置かれるというようなことを決して容認できるわけがないわけです。

しかし、強行的にこうやっていく県の姿勢や町の今の取り組みという実態を見れば、そういう安全性ということを最大限担保するというような形ということを考えて見ても、住民監視システムを本当に十分なものにする必要があると思いますので、おくれた取り組みというものを早急に回復するように強めていただきたいというふうに思います。

5点目に移ります。

地域振興交付金につきましてですけれども、5億円交付されております。先ほど、その使い道につきましては若干27事業、32事業のうちの27事業につきましての話はありましたけれども、5億円は受けておりますけれども、あとの残りの5億円というのは、事業開始時にまとめて来るといったようなことではないというふうに思うんですけれども、交付されるというふうに、いずれにしても交付するということでははっきりしていますけれども、実際に地域において考えることは、風評被害も思うと本当に地域においては大きな問題を抱えていくということになってしまうわけです。少なくとも、それを最小限に抑えていくという意味におきましても、交付金の有効な使用というものを考えていかなければならないというふうに思うんです。

その中に、この交付金の使途の中には、小砂地区の事業や備中沢の河川改修というようなことについては含まれておりません。町全体の事業というようなことの中に含むんだというような、言いわけみたいなものも聞かれるならば聞きたいとは思いますが、言葉としては、小砂とか備中沢の河川改修などというのは出てきません。そういう私にすれば一番身近なところが出てこないということについては、地域振興交付金といっても非常に地域の人にとっては、なんだというふうな感じも持たれると思いますけれども、これは追加的な事業というものは考えられないのでしょうか。この点では、町長、そういうことではどういう見解を持ちますか。32事業、あるいは27事業以外のものについては、考えられないということなんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） これは、振興計画については全協のときに、27年の全協のときに振興計画ということで一覧表をお渡ししたかと思うんですが、基本的にその中の事業というのは、今言った風評被害を防ぐためにどういう振興策があるかというのも1つ含まれております。そういう中で、まちづくりにこの5億円を大切に使っていこうという中で、出されたメニューでございます。このメニューが全てできるわけではございません。一部使うということだけでございます。今年度から、例えば低炭素交付金について木質バイオマスを交付金の中に入れたとか、そういったものもこの振興交付金の中で賄っております。

それで、5億というのは、本当にこのメニューを見ても何十億、何百億近い数字でございます。その一部として使うことでございまして、今議員さんが特定されたような事業は、確かに入ってございません。しかし、地域的には、例えば和見であれば圃場整備であるとか、小口であれば道路整備、そういったものも含まれております。小口は、美しい村の活動に関する支援とかそういったものも含まれて、内容については、ちょっと私のほうは担当ではございませんのであれなんです、そういう意味で3地区については手厚い事業をしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 地域振興交付金につきましては、その事業が進められているそばに小砂地区を見れば美しい村というようなそういう取り組みをしているし、和見におきましても河川改修や道路改修、圃場整備というようなものも取り組んでいるし、小口におきましても長峰の林道、そういうものを改修工事となるものに臨まれていると。目に見える形でぜひ取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

2点目に移ります。

町道備中沢線改良工事につきまして伺います。

処分場の問題で長くなりましたので、全項目を伺うというわけにはいかなりました。後の項目につきましては、ちょっと短時間なものになりますけれども、伺ってきたいというふうに思います。

町は、町道備中沢線の改良工事につきましては、歴代の町長に対しまして幾度となく訴えてきたわけです。集落間の改修工事ということで伺ってきたわけですがけれども、今処分場のことで話が長くなっちゃいましたけれども、処分場ということではなくて、町道の改良工事

ということで進めているわけですね。私は、処分場とは関係なく、町道備中沢線の改良工事を町はあの幅で、あの幅で全部改良するということをぜひやってもらいたいというふうに思いますけれども、町長、どうですか、これは。

○議長（塚田秀知君） 1項目だけでいいですか。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 一応通告はしておきました。4項目挙げましたけれども、あと5分なので。

○議長（塚田秀知君） 番号を制約してやってください。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 1項目ぐらいつつ、1項目でやっていけば、全部項目だけはやれるかなと思ったんですけれども、5分ですからね。そういうことで、1項目ずつ伺ってよろしいですか、議長。

○議長（塚田秀知君） はい。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） じゃ、備中沢の件で答弁をお願いします。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） それでは、2点目の集落間道路としての改良工事と県道までの延長についてですが、町道備中沢線につきましては、山間地であり交通量も少ないことから、現在改良計画はありません。また、県道小口黒羽線までの延長改良についても考えておりません。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） この機会ですから、ぜひ改良工事を進めていただきたいというふうに思います。

3点目ですけれども、空き家空き地対策についても、これは1つだけ伺っておきたいというふうに思います。

有効な空き家空き地対策というものを、今業者を介入して今の条例を有効なものにしようというふうなことになっていきますけれども、相対でもってその空き家空き地の取引等をできるような条例改正というものにすべきだというふうに思いますけれども、この空き家空き地対策の効果的な取り組みについて、1点を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

ただいまの件については通告されておられません。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 有効に契約件数をふやすということで出していますよ、2項目で。2項目に。それを改善しないと、契約件数……

○議長（塚田秀知君） 3番目の2項目めということで先に項目を言って、それから質問してください。

大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 余り長く言うと時間ばかりなくなっちゃうんで、そういうことで改善策についてどういう検討をしているかということで、2項目の点についてお伺いをいたします。契約件数をふやしていくと。実績に上がらないですよ。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 空き家関係で2項目め、有効な対策ですが、9月の定例会で益子明美議員のご質問にもお答えしましたが、今年度始まったということで、今後どのような有効な対策がとれるか、研究を進めながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひそれを、実効ある検討をお願いしたいというふうに思います。4番目に移ります。

障害者施策の充実についてですけれども、これは5番目の点で伺います。

精神障害者に対する公共交通運賃割引制度ですね。障害者に対しましても公平な取り組みという点でも、この点を町の取り組みとして、先進的な取り組みということにもなるかと思うんですけれども、県の取り組みが、県で陳情が出たと、こういうことで採択しておりますけれども、町もこの公共交通運賃割引制度、こういうものを考えて、利用者、精神障害者の利用者については身体障害者、知的障害者と同様にそういう割引制度の適用というものを検討すべきだというふうに思いますので、町の取り組みを伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） それでは、5点目、公共運賃割引制度の適用についてのお

答えをいたします。

各公共交通機関で割引制度が定められておりまして、異なるのが現状で、那珂川町に乗り入れている公共交通機関では適用はございません。ですので、県内の状況を把握した上で研究させていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひよく研究して取り組みをお願いしたいというふうに思います。

不十分な残りの質問、集中して処分場の問題にかかってしまったので、不十分なものになってしまいましたけれども、私の一般質問をこれで終わりたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

---

◇ 益子明美君

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問を許可します。

6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 6番、益子明美です。

通告書に基づき、一般質問を行います。

今回、私は馬頭最終処分場問題だけに絞って質問をいたします。

私は、平成15年4月に町議に初当選して以来、一貫して処分場の危険性を訴えています。

それは、女性として、母親として、命を育み育てる者として、処分場の危険性を真剣に心配

し、憂えているからです。平成15年当時は、ダイオキシンという化学物質が大量に処分場に持ち込まれることの恐ろしさを心配し、そして福島原発事故以降は、放射能に汚染された物質が処分場に運び込まれるかもしれないという重大な問題を抱えることになったことに対して、多くの町民の方が心配をしております。町民の皆様の不安や疑問を議員という町民の代弁者として、町執行部へ質問し、回答をいただかなければなりません。私の質問に真摯に答弁していただくことが、町の説明責任となりますことをご理解いただいて、町執行部の詳細な答弁を求めます。

県は、10月13日、馬頭処分場運営にかかわる入札、PFI事業についての公告を行いました。あわせて、事業に対する要求水準書が示されました。

そこで、伺います。

馬頭最終処分場の事業方式は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定された民間事業者が設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中馬頭最終処分場の運営、維持管理を行うBTO方式を取り入れました。事業者は、特別目的会社SPCとなります。事業運営そのものは民間会社が行うとなると、もはや県営とは考えにくいと思いますが、町が県営と認識する意義を伺います。あわせて、SPCに創生なかがわ株式会社は参加する予定があるのでしょうか。

(2) 事業期間は、設計、建設が契約成立の日から平成34年12月まで、運営、維持管理、埋立期間は平成35年1月から12年間、埋立終了後の管理期間はわずか2年間とされました。この期間では、住民の安心は得られませんし、今まで県が住民説明会等で言っていたことと大きく食い違っています。わずか2年間で町は納得しているのでしょうか。また、廃棄物が集まらなかった場合、期間延長や受け入れ廃棄物の内容変更の可能性があります。町はそのことを認めるのか、お伺いいたします。

(3) 受け入れ廃棄物の項目では、県内から排出される産業廃棄物を基本として、具体的な種類等は提案することと北沢不法投棄物の2項目を挙げ、なお書きで、受け入れ廃棄物は県と町が締結する環境保全協定等により変更する場合があります。変更する場合は、どのような場合なのか。環境保全協定は、県と町との締結で事業者は加わらないのか。また、環境保全協定以外の協定はあるのか、伺います。

(4) 運営、維持管理業務の一環として、本施設を利用した活動について、事業者提案により実施することを妨げないとして、事業者任意で実施する自由提案事業を要求水準書に掲載しています。県が認めれば、処分場以外にもさまざまな事業が行われる可能性があると考え

えますが、町はどのような認識でしょうか。処分場以外の自由提案施設、例えば中間処理施設や焼却炉などさまざま考えられますが、それらを受け入れる考えはあるのか伺います。

(5) P F I 事業によりリスク分担表(案)が示されていますが、具体性には乏しく、住民の安心が確保できません。特に、環境リスクや施設損傷リスクは、県の事由によるものは県が、事業や業務に起因するものは選定事業者が負うとされています。風評被害や施設の事故等による被害からの保証という言葉は、どこにも見当たりません。風評被害や健康被害の保証は、県との環境保全協定に明記されるのでしょうか。それとも、町と事業者が結ぶ協定によって保証されるのか伺います。

(6) 県と町が結ぶ環境保全協定のもととなる馬頭最終処分場に関する環境保全計画が、29年3月までに示されると聞いております。この計画の中で、受け入れ廃棄物の放射能基準値は示されるのでしょうか。また、この計画の内容は議会にいつ示されるのか、お伺いします。

(7) 事業者が万が一破綻した場合、その後の管理運営はどうするのでしょうか。県が責任を持つとしている以上、一度なりとも事業が破綻した場合は、県が管理運営すべきと考え、環境保全協定にそのことを明記すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

(8) 町と県で締結した馬頭最終処分場に関する基本協定は、環境保全協定締結の上で遵守されるのか伺います。

(9) 町が策定した地域振興計画の風評被害の防止策において、発生時対応マニュアルや風評被害対策条例はいつ作成、あるいは制定されるのか伺います。

(10) 風評被害対策のための基金は、県だけではなく町も町民の安全で安心な生活を守るために設置し、何重にも対策を講じるべきと考えますが、町の考え方を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長(塚田秀知君) 町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長(福島泰夫君) 馬頭最終処分場問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、町が県営と認識する意義及び創生なかがわ株式会社のかかわりについてですが、P F I 事業は公共施設の整備、運営手法であり、管理者は県であります。今回は、B T O方式で建設後所有権が県に移管となり、県職員が常駐すると聞いております。また、監視業務は県が行うとともに、住民による監視を含めたシステムを構築する予定であります。また、S P Cに創生なかがわ株式会社が参加することはありません。

次に、2点目、管理期間と内容変更の可能性についてですが、埋立期間は12年であり、埋立終了後2年間とはPFI事業者による管理期間であり、その後は県が管理すると聞いております。

次に、3点目、環境保全協定についてですが、変更する場合とは管理型最終処分場の基準内での変更提案であり、期間延長や受け入れ対象の変更は、町と十分協議の上で決定されるものと認識しております。基本的に、県と町で締結する環境保全協定には事業者は入りません。また、それ以外の協定の予定はありません。

次に、4点目、自由提案事業についてですが、内容は明らかになっておりませんので、県が承認する前に町と協議されるべきものと認識しております。

次に、5点目、風評被害等の保証についてですが、基本協定の中に明記されており、施設の事故等による保証についても、今後締結される環境保全協定に盛り込まれるよう県に要望してまいりたいと思います。

次に、6点目、環境保全計画についてですが、この計画は平成27年5月に取りまとめた環境影響評価書の事後調査計画であることから、放射線基準値は含まれないと聞いております。

なお、計画の内容については、今後公表予定と聞いております。

次に、7点目、事業者が破綻した場合の管理運営についてですが、破綻することがないよう、リスクの回避と監視のため県が事業モニタリングを実施することになります。万一の場合は、施設の管理者である県が責任を持って対応することになりますが、何らかの担保がとれるよう県と協議してまいりたいと思います。

次に、8点目、馬頭処分場に関する基本協定についてですが、基本協定は、環境保全協定、町への支援策を確約するために結んだものであり、当然遵守されるものであります。

次に、9点目、風評被害等の防止策についてですが、環境保全協定の中で協議してまいります。発生時のマニュアル等の策定については、県と協議してまいります。条例制定は考えておりません。

次に、10点目、風評被害対策基金の設置についてですが、基金の設置について県から聞いておりませんので、風評被害等の補償については、環境保全協定の中で十分に協議してまいります。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） P F I 事業になって管理運営が民間事業者になった。それでも管理者は県であるから、県が最終的に責任を負うことに違いないという答弁であります、その県が最終的に責任を負うという担保ですよ。そこは、きっちりと環境保全協定に明記するのでありませうか。お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） これについては、責任は基本協定を結んだ時点からそうでございますが、当然保全協定の中に盛り込む予定であります。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 最終的にどんな事態になっても、県は責任を負うということをしちんと明文化していただくということで、お約束していただけたかと思ひます。

それと、S P Cに創生なかがわ株式会社に参加するののかというのを伺ひしたのは、創生なかがわ株式会社が元気プロジェクトとして事業を行う内容を議会に一番最初に示したときに、この監視システムの委託を受けるといふような内容が入っていたんです。ですので、最終的には参加、もしくは参加じゃなくても構成員とか、協力企業以外の企業でも直接業務を受託、請け負うということも可能というふうはこのS P Cの資格の中ではなっていますが、今の段階では参加する予定はないけれども、実際できたS P Cから業務を請け負うという可能性というものは、残されているのかどうか伺ひます。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 新しく設立されました創生なかがわの事業内容につきましては、8月の全員協議会で業務内容についてご説明しましたとおり、当初含まれておりました環境等の業務につきましては、全部削除ということで業務内容に含まれておりませんので、今の会社の形態の中で請け負うことはできない形になっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 今現状の会社の業務形態の中ではという企画財政課長の説明だったので、年数を追うことによって、もしかしたらその形態が変わっていくという可能性も考えられるといふような含みを持った答弁だと思うんですけれども、その辺はどういうお考えですか。創生なかがわ株式会社が、そのS P Cに参加して処分場の管理運営、処分場の監視シス

テムの部分、業務を委託するという、請け負うということは、可能性は将来にわたってないというふうに明言していただけますか。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 当然株式会社ということで会社が設立されましたので、その中の業務については、取締役会とかそういった中で協議をされていく予定になっております。現時点の株主さんたちの集まりで今回の会社が設立したわけですが、その中の現在の構成員の中で、そういった事業を今後取り組むということはないということで確認をして外してありますので、現時点では想定をしておりません。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 現時点ではというお話なので、将来的にはわからないところもあるかなというふうに思うんですが、この創生なかがわ株式会社というのは、地域おこしとして、まちづくりの会社として、いいものをPRしていく会社ですよ。そういった会社が、負の遺産である処分場の管理とかにかかわっていくというのと相反するものになると思いますので、その辺は将来にわたっても確約していただけるように要望しておきたいと思います。

それから、（2）に移りますけれども、管理期間が2年間というのは、本当にびっくりするんですよ。幾ら環境基準とかさまざまな基準を、排出基準、ここは排出をしないというふうになっておりますけれども、基準をクリアするには、2年間というのはとても短い期間であります。その後は、先ほどの答弁の中で県が管理していくというふうに述べられておりましたけれども、県は、じゃ一体何年間管理するという町との話し合いではなっているんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） これは、基本設計の町民説明会でも県のほうから申し上げたと思うんですが、基本的に環境基準を下回らなければ管理はしていきますということで、当初予想的には、一応県は10年ということをお願いしたかと思うんですが、少なくともその環境基準に達さないまでは放流はしないということで、町としては理解しております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、その部分もきちんと環境保全協定に明記されるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 管理協定の中になるかは、もっと基本的な事項も幾つかございまして、その中での取り交わしになるかは、ちょっとまだ今の時点では申し上げられません、いずれかの形で文書としては交わしていきたいというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） きちんと明文化して、当初県は10年、10年でも少ない、環境基準がクリアされなければ町民の安心で安全な生活は担保できないということで、ここが一番重要なところなんですよ。処分場ができてその処分場の跡地が、本当にそこから地下水として危険な物質が漏れ出していないのか、そういったものをモニタリングしていくべきであるというのは、きちんと保全協定の中でも明記していただきたいと思いますが、その中でこの管理期間2年後、今屋根つきでクローズド型となっているわけなんですよ。最後は、県に引き渡しするときは、その建物というのはそのままクローズド型で、屋根つきで引き渡しになるのかどうなのか、まずお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 基本的には、管理期間は屋根つきのままクローズド型で循環して水処理を行うというふうに聞いておりますので、管理期間が終わらない限りは屋根はついているということで、ただ、閉鎖された段階では、屋根は外すというようなふうに聞いてはおります。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 管理期間中は、屋根つきで県に返されるということなんです、要するに環境基準をクリアした段階では、その建物の屋根は取り壊すということだと思うんですよ。それだと、あそこは要するに雨水を吸収して、地下水で進出水処理をして、それを循環してやっているところですから、放流はしないわけですよ。あそこの広大な敷地に降った雨水とか、そこを浸透していく段階でさらにいろんなものが出てくる可能性というのはあるんですが、そういった屋根つきでなくなった後もきちんとその管理、モニタリングは続けていくべきだと考えますが、町としてはどういうふうに考えますか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 当然、屋根をとれば大量の水が出ますので、それについ

ては排水予定でおりますが、先ほど申し上げたように、その環境基準以下になる中での放流ということは、工場排水と同じ基準になった段階で放流ということになりますので、微量に含む可能性というのは、ないとは言い切れませんが、基本的に問題はないかと思えます。その中で、屋根の撤去というのは、やはり管理期間というのは少なくとも環境基準に達した段階でその屋根を外すということですので、それ以降の屋根を外すということには問題はないというふうに認識しております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） あくまでも、屋根がある段階で環境基準に達しているかもしれませんが、屋根を外した段階では変化する可能性があるわけですよね。それは、何ともやってみなきゃわからないというところがありますし、何しろその廃棄物が水に触れて、汚染された水が地下水に浸透されたり、そのほかに放流されてしまうということが一番危険であるというふうに認識しておりますので、ここはきちんと協定で何年間ということではなく、将来にわたって安全を担保するというのを町としてはきちんと行っていくべきだと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私も当然だと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、協定書に明記していただきたいと思います。町長がそのようにお答えになったと理解させていただきます。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 協定書になるか、別の文書になるか、先ほど環境総合推進室長がお答えしたとおり、何らかの形で必ず明文化、文書で明記してもらうように県とも協議をしてまいりたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） さまざまな環境基本協定の中での懸案事項というのは、たくさん出てきているんですよね。保全協定に関しては、まだ町は県と協議していないということを県から伺っているんですけども、最低限再来年の7月までには協定を結ぶと言っています。そ

れ以前に状況を見ながらこういうことを協議しているとか、案の段階とか、環境保全協定の内容について、議会または町民にお示しする機会というのは出てくるのでしょうか。お問い合わせします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） いつの時点になるか、あと町だけなのか、県を含めて説明会を開くかは、まだ未定ではございますが、将来的には期間内でその説明会等は開いていきたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 議会には示されないんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 今町民と言ったのは議会を含めてなんですが、もちろん議会にもその辺の協議はしていきたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、決定する前の事前の協議を議会ともしていただけるという理解でよろしいですね。そういうふうに理解させていただきます。

それから、廃棄物の内容が変わる可能性があるということをお伝えしました。それというのは、今ある県内の産業廃棄物の量が年々減ってきていて、処分場ができた後に年間県内で排出される廃棄物の量を全て入れても、経営が追いつかないのではないかと懸念が出されているんですね。これは、事業者側から言われていることなんです。事業者が、そういった経営の面から、廃棄物が入ってこなくて経営が苦しくなってしまうのではないかとことから、いろんなことを聞いているわけですよ。そのほかに一般廃棄物を入れてくれないとか、もっと違うものの考え方はないのかというふうに言われていて、一応今のところ県では廃棄物の内容というのは示していますが、今後変わってくるという可能性に対して、歯どめをかけることは町長はいたしますか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 歯どめというか、基本的には管理型の最終処分場の基準内での受け入れというふうになるかと思っておりますので、今申し上げましたように、当初埋立期間というのは10年だったかと思っております。それで、今回の基本設計の中で12年に延びたかと

思います。それも、今循環型社会ということで資源化というのが叫ばれておりまして、企業の産業廃棄物というのは確かに減ってございます。その中で、その期間の延長というのは十分考えられると思いますが、現時点では約束の12年ということで終わらせたいというふうには思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 管理型の処分場の受け入れ基準内ということで受け入れるというふうにおっしゃいましたよね。そうすると、現在管理型の処分場というのは、放射能のレベルが8,000ベクレル以下は管理型処分場に入れていいということになっているんです。基本的な町と県との環境保全協定の中で、基準値を決めますよね。この基準値について、先ほどから大森議員も、過去に私も、益子輝夫議員も、ほかの議員も聞いていますが、ひとり歩きするから考え方が示せないというふうに言っています。それでは、町民に対する説明責任にはならないんですよ。

大体、この管理型処分場は、北沢の不法投棄物を片づけてくださいと、その片づける先の処分場がないから、処分場をつくって受け入れてくださいということがもとであります。そのほかの福島原発が起きたのはその後ですよ。事故が起きて、セシウム134とか137とかが出てしまったのは、何ら処分場を要請した条件とは関係ないわけですよ。

ですから、その放射能の受け入れ基準値というのは、物すごく重要な問題であります。その考え方は、専門家などの話を聞いて町長は一生懸命勉強されているようですけれども、具体的に何ベクレルとは言わないというふうにおっしゃっていますけれども、本来であったらば北沢の不法投棄物を片づけるための処分場の受け入れですから、放射能の受け入れというのはあってはならないというふうに思っています。放射能の受け入れ基準値は、本来であれば原子炉等規制法で示されているクリアランスレベルを目指すべきだというふうに思っています。クリアランスレベルというのは100ベクレル以下ですが、その辺はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は、先ほど大森議員にお答えしたとおりであります。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町長、そういう答弁の仕方だとケーブルテレビを見ている町民の皆様

が誤解されますよ。町長は真摯に考えていないんじゃないか、町民の不安を払拭してくれる  
すべを考えていないんじゃないかというふうに捉えられてしまいますので、もっと踏み込ん  
だ、私は今回説明責任を果たしてくださいというふうに申し上げております。ですから、私  
の質問に対して真摯にお答えになることが、一番の町民への説明責任だというふうに思っ  
ています。

まして、町長は突然町長になられた方ではありませんよね。私と同じ年数議員をされて、  
その後町長になられています。ですから、この問題に関しては、当初からよく熟知しておら  
れるはずですよ。当然、放射能の基準値についても、町長の考え方というのはあると思います。  
そして、町の考え方があると思います。

ですから、本来だったら放射能のゼロというふうにはなかなか言いにくいので、それは  
なかなか現実的ではないという、それは私もわかりますよ。ですから、原子炉等規制法で示  
されているクリアランスレベルですよ。この100ベクレルというのを堅持しなければならない  
というふうに思っています。それが、最低限北沢の不法投棄物を解決してくださいと、そ  
ういうスタンスに立った町側の考え方であるというふうに思っています。

それについては、町長は何も答えないという考え方ですよ。それだと町民は不安を覚え  
ます。絶対町長は何千ベクレルというふうに考えているかなというふうに思っちゃいますよ  
ね。それでは本当に不法投棄物の解決にならないどころか、町民への健康への不安を増大し  
てしまうことになってしまいます。それについて、町民の皆さんにどのように不安を払拭し  
ていくように考えているんですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど大森議員にお答えしたとおりです。こういう答えは不誠実であ  
り、町民が不安を抱く、これは町民の方々、それぞれの方が考えていただくことだと思っ  
ております。

しかしながら、先ほど益子議員がゼロ以外のものは口にできない。この点についてはご理  
解をいただいたと思っております。しかし、クリアランスレベル、益子議員から100という  
数字が出ましたが、私はクリアランスレベルも含めて、数字は今のところ申し上げることが  
できませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 100ベクレル以下というふうに思っていたら、この場でお答えができ

と思うんですよ。ということは、答えができないというのは、100ペクレル以上というふうにお考えになっているというふうに理解させていただきたいと思います。

その理由の一端としては、県営処分場整備にかかわる地域振興支援計画というのが、県と町で取り交わされました。先ほど大森議員の交付金の話にも出てきましたが、もう現状5億は町に入ってきて、基金として積み立てておりますが、この後の5億円、それはもうマックスで10億円というふうに決まっているんですよ。この後の5億円というのは、埋立事業収入の5%相当を毎年度の収入実績に応じてもらえることになっている。ということは、ごみが入ってこないと交付金ももらえないというふうな約束事を町はしてしまったんですよ。これは、本当に地方分権社会時代において、町と県との公平性、対等性がないもの、すごい残念なものというふうに考えておりますが、町はこの交付金の考え方のときに何も意見を申し上げなかったんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 県の要綱ができて、最終処分場を、産業型最終処分場をつくった場合には、10億円の交付というのを県は決めて決定しております。本来は全て埋立開始してから交付する予定だったんですが、町の振興策を含めて、その中で今回、半分だけいただきたいということで協議を進めてまいりました。残りについては、当然12年間の範囲内で十分いただけるものというふうに認識しております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） いただけるか、いただけないかという議論よりも、要するにPFI事業になって民間事業者になったんですよ。民間事業者が収益を上げるためには、ごみをたくさん持ってこなくちゃならないわけですよ。そのごみをたくさん持ってくるには、受け入れ廃棄物の範囲を広げたり、基準を上げたりしなくちゃならないわけですよ。それなのに、町は安全性を担保するためには、その基準を下げたいわけですよ。下げるのが当然だと思います、安全な対策をとるためにはね。なのに、交付金というのは、要するに拡大の方向に行っているわけですよ。言っている意味わかりますよね、もちろん。

ですから、町は、交付金をもらいたければ処分場の受け入れ廃棄物を拡大して広げて、どんどん持ってきてくださいというふうな方向にしなければならないというふうに言っているわけですよ。それは、要するに今管理型の処分場に入れる受け入れ廃棄物、産廃が少ないという状況だからですよ。だって全部、年間に排出される相当の全部を持ってきても、やっ

どうかなというレベルの話なんですから、そうするといろいろなものを持ってこなくちゃならない可能性がある。そういうことに、町としては、北沢の不法投棄物を解決するために要請した処分場なんだから、汚染が拡大したり住民の不安をあおったりするような廃棄物は、受け入れたくないというのが本来のスタンスですよね。それなのに、交付金が欲しいとなればその窓口を広げなくてはいけない。とても矛盾した形になってきてしまうんですよね。それは理解して、この交付金要綱に賛同したんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 先ほども申し上げたとおり、10年間で十分賄える金額だというふうに、12年のうちその10年以下ぐらいで交付されるものと私どもは認識しておりますので、それとほかの受け入れ物を受け入れなきゃならないというのは、直接結びつかないというふうに認識しております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それは認識の問題で、決めるのは県と事業者というふうになってしまいますよね。受け入れ廃棄物をまた拡大するかどうかというのは、その事業者と県との協議によるわけなんです。そういったことにきちんと町も、何か条件を変更するような形があるときは、町もそこにちゃんと協議として加えるべきですよということは、まず担保しておかないといけないと思いますが、先ほど大森議員のときにもそういう話がちらっと出たと思うんですが、環境保全協定の中で受け入れ廃棄物または受け入れ廃棄物の放射能の基準などのさまざまな当初からの変更がある可能性があると思いますが、そういった一切のものを変更するときには、きちんと町はその協議に参加するものとするということは、協定書に明記されるのですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 何か誤解されているのが2点ございまして、1つは事業者から町に交付金が入ってくるのではなくて、県税として県から町に交付されるもので、収益があるなしにかかわらず、県からは収入があるというふうに考えております。

もう一つ、協議するというのは、これはもう前提条件でございまして、今の条件を変更するというのは、全ての項目について町と県が協議しなければならない。そこにPFI事業者というものは入らない、入らないというか、県と事業者は協議はすると思いますが、町はあくまでも県と協議をして、それを入れるか入れないかというのは、町にもその決定権限は一部

あるというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 室長は何か誤解されていると思いますよ。というのは、県から示されている地域振興支援計画、27年3月の4ページに交付方法として各年度の収入実績に応じてと書いてあるんですよ。収入実績に応じて事業収入の5%相当が入ってくる。これはそういう意味じゃないんですか。どういう意味なんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） あくまでもそれは数字的なものでございまして、交付金自体は県からの交付でございます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 県の交付金のことを言っているんですよ。県の交付金が、事業実績に応じて、収入実績に応じて上下されるということ。ことしが、例えば廃棄物が予定より少なかったから、それはちょっと例年より少ないですねというそういう収入実績ということを行っていると思うんですけども、そういう理解じゃないんですか。県から交付金があるというのは、間違いないでしょう。私はそういう理解をしています。事業者から交付金をいただくとは、一切思っておりません。

ただ、交付方法が各年度の収入実績に応じて、埋立開始年度の翌年度から交付と書いてあるんですよ。これは、じゃどういう意味なんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 先ほど言いましたように、これは、数字的なものは実績としてその金額に5%という数字を計算する上での数字でございまして、あくまでもそれは10年ぐらいでほぼ5億円に達するのではないかというふうに私どもは考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） その答弁の仕方を聞いていると、10億円入ってくるんだからいいじゃないかというふうに聞こえてしょうがないんですよ。そういう問題ではないということをご理解いただきたいと思います。地域振興計画のために処分場を要請したわけではないわけですから、住民の安心と安全と生命を守るのが町の仕事でありますので、その部分でしっか

り町は、基本協定にいろんなことを明記して協定を結んでいただきたいというふうに言っているつもりです。

それから、(4)の自由提案施設というのは、県が承認する前に町と協議されるというふうに言っておりますので、町も認めた場合に限り自由提案施設というふうなものができるというふうに理解しますけれども、それもきちんと協定書に明記されるということで理解してよろしいですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） これは、環境保全協定かどうかということ为先ほども申し上げたように、入るか入らないかの問題もあって、別の事項で協定を結ぶ、内容的に結ぶものもあるかと思います。これについては、自由提案なのでまだSPCがどういう事業を提案してくるかというのが未定でございまして、恐らく県のほうでもまだ想定されていないと思うんですが、基本的には前の説明会等で町民にも示したとおり、那珂川町においては処分場内、処分場外を含めて、中間処理施設等の廃棄物の施設はつくらないというふうに県のほうも確約しております。町としても、そういった許可は出さない方向で進めたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町の中には中間処理施設はつくらない。SPCがどんな事業を提案してきても、それは協定書の中で担保するという答弁でよろしいですね。別の事項で何か協定書を結ぶとかおっしゃっていましたがけれども、別の事項の協定書というのはどういうものですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 別の事項というか、環境保全協定の範囲に入らないものとして、やはり約束、県と町の約束事として結ぶもので、協定になるかどうかは別としまして、そういった事項の取り決めは交わしたいというふうに申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 安全で安心できる処分場の計画、私は決して処分場を推進しているわけではないんですよ。でも、もうこういつた時点になって、入札公告をされてどんどん進んでしまっているの、きちんと町のスタンスとして安心・安全を確保するために何ができる

のかということをきちんとお伺いしているつもりです。そのことを踏まえてお聞きいただきたいと思います。

風評被害に関して、全く町は本当になおざりというのかな、全然関与していない感じがいたしますけれども、議会に示されている町の地域振興策基本計画の中には、きちんとうたっているんですよ。風評被害発生時の対応を検討しますと。発生時対応マニュアルの作成、風評被害対策条例（基金設置を含む）の制定要請。それを県にするというふうに明記しているわけじゃないですか。県に聞いたら、全然そういう話はされていませんというふうにおっしゃっていましたが、これはただ単なる本当にお飾りのほうでつくったわけではないですよ。町の職員の方が、必死になって処分場の計画を立てるに当たって、住民の安全・安心対策をしっかりと検討しようというふうな前向きの姿勢を示されたものですよね。その姿勢というのは、一体どこに行ってしまったんですか。

この基金という話は、県も過去の住民説明会の中では、風評被害対策に関しては基金の設置もあるかもしれないというようなことを言っているんですよ。いきなり、基金はないというような答弁を得られているというのは、全く話がどんどん変わってマイナスマイナスの方向に来ているというふうに認識してしまうんですけども、このままだと幾ら先ほどからお答えになっている町長や室長の答えも、全然県には通じていないのかなというふうに思っていますよね。その辺はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 町としては、基本協定を結んだ時点で風評被害についても明記されていると思います。その中で、やはり示しているということは、今後何らかのマニュアル等も含めてやらなければならないというふうには思っております。

ただ、振興策計画には確かにそういうふうに明記しておりますが、内容によっては何でかんで基金をつくんなきゃならないんじゃないじゃなくて、本当に被害が出たときにどう対応するかというのが問題だと思います。そういう意味で、基金ありきではなくて、最終的にどういうふうなマニュアルでどういうふうな補償を含めてしていくかという、その辺のマニュアルづくりのほうの方が大切だというふうに認識しております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、きちんとしたマニュアルづくりはしていただけるということで、理解してよろしいですね。

ただ、いかなるマニュアルがあっても、さまざまな災害はやってきます。本当にいつ何が、どこでどうなって起きてしまうようなのか、わからないことというのはたくさんあるわけですよ。そういったときに、すぐ助けになるというのは、やはりお金ですよ。

そういった意味で、それを担保する、一応基金をこれだけ確保していますから、早急の対応にはその何パーセントかまでは補償できますよというのが、そういうのが基金だと思うんですけども、そういうものがなくて、じゃ、風評被害を受けた、健康被害を受けた、それに対する補償問題となったときに、一体どこからお金が出てくるんですか。どこから具体的な補償というのは出すんですか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 基金だからすぐに出せるかどうかというのは、またあれなんですけど、基本的には県が責任を持つということで、その補償については県がしてくれるものというふうに思っております。

確かに今、いろんな災害等を含めて、何が起きるかわからない状況があると思います。そういった意味で、そのマニュアルは当然必要だと思うんですが、果たしてその基金で対応するのかどうかを含めて、早急にその、健康被害までいっては問題なんですけど、風評被害が出たときに、じゃ、どうするのということなんですけど、今までの国内の処分場で、処分場として風評被害というのはほとんどないかと思っております。それだから、じゃ、今後もないのかということではなくて、そういったマニュアルの中で対応していきたいというふうに存じております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 基金があったからといって、すぐに使えるわけではないとおっしゃいましたけれども、基金がなかったらもっと使えないわけですよ。もっとどこから予算を持ってきたらという話になってしまうわけですよ。

ですから、最低限のところだと思うんですよ、このマニュアルづくりと、基金を用意するというのが、最低限の安心、安全に対する担保というふうに思うんですよ。そこもクリアできないとなると、本当にこの問題というのは、何を安心していいのか、何を信用していいのかわからないというふうな話になってしまいます。

実際、基金の設置もと言っていた、住民説明会で言っていた県が、基金をつくらないというふうに町に回答しているということは、それに当たるではないですか。ですから、町はも

っと確固たる対応で、きちんと要求をしていくべきですよ。そういうふうに思いませんか、町長。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど室長がお答えしたとおり、それも含めて検討も、いろんな協議をさせていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町長のお答えはいつも同じで、本当に内容がないものというふうに町民の方から見られてしまうのかなって、本当に残念な答弁だなというふうに思っています。

もっと踏み込んで、具体的にきちんと私の質問に答えていれば、住民の方は安心しますし、なるほど、町がそういうふうに考えて、県に要求、要望してくれるんだったら、対策も万全かなというふうに理解すると思うんですよ。

でも、全てはこれから、何も考えていないというような状況では、もう本当に入札公告が出てですよ、事業者が来年の7月までには決まるという、こういうせっぱ詰まった状況にありながらそういう状況というのは、本当に残念なこととしか言いようがありません。

その関係ですけれども、その風評被害対策条例ということも考えていくべきだと思うんですが、実際に稚内市、稚内市もここに管理型の最終処分場がありますけれども、これはこのときに公害防止条例というのをきちんとつくっています。町も大きないろんな企業が、循環型社会形成によって町にも入ってきています。そういった企業に対しても、そして、こういった処分場というものに対しても、きちんと公害というものに対して未然に防止していくんだというスタンスで公害防止条例というものをつくるべきだと思いますが、町は稚内市のように公害防止条例をつくるお考えはありますか。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 当初の質問は、風評被害で条例ということではなかったので、風評被害では条例をつくる考えはないんですが、先ほど言いましたように、公害防止関係のその条例の中にそういったものを今後つくるのであれば、その辺は検討していきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 今後検討ですか。もう処分場は目の前なんですよね。

環境室長は、ことし予算をとって、鹿児島県とかさまざまな環境保全協定を結んでいるところに行って、勉強されていると思うんですよ。環境保全協定のあり方については勉強されてきたのかもしれないんですけども、その環境保全協定というのは、本当に町民の安心、安全を守る砦ということなんですよね。

幾ら県が、町もですけれども、処分場が安全だと言っても、目に見えないもの100%、本当にこういった大きな災害があるときに、100%担保されるということはないわけですよ。そういったものを、どれだけ町民の安心、安全に近づけていくかというのは、町の確固とした姿勢、そういった公害防止、風評被害防止、基準値の調査ということをきちんとしていかなくتهはいけないということは、当たり前のことなんですよね。それが、すごくおくれてきて、後々回しにされて、そして振興策ばかりが先行している。何のために処分場を要請していたのかなというふうな話になってしまいます。

ですから、早急に公害防止条例、また風評被害対策条例、県はいいじゃないですか、町で制定すればいいんですよ。県に対してきちんと対等な立場でものを言える分権社会ですからね。そういったことで、副町長もおられますので、副町長は県から出向されている副町長ですので、ぜひ県との間に立ってやりとりをしていただける、とても有能な人材であるというふうに認識しておりますので、副町長の立場からも県にこういった町の考え方を、町民の安心で安全な対策をとるためのさまざまな観点を県に要望していただければいいと思いますか、お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 副町長。

○副町長（岡 由樹夫君） ただいまの再質問にお答えいたします。

確かに風評被害も含めて、環境保全対策というものは重要な論点であると思います。私の立場がどうであれ、町役場に勤めているものといまして、町民の方々の不安払拭に向けて、さまざまな局面で汗をかいてまいりたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 副町長に立派なご答弁をいただいたので、町民の不安を払拭していただくような立場で、汗をかいていただくという明快な答弁をいただいたので、それがきちんとした形となった環境保全協定を取り決めていただきたいと思います。

今回は、処分場問題一本に絞って質問させていただいたので、町長に具体的な答弁をいた

だけるかと思っ期待していたんですが、相変わらず変わらない答弁ということで、お聞きになっている方はちょっとがっかりしているのではないかなというふうに思います。または、私のほうのその突っ込み方が足りないと思っている町民の方もいらっしゃるかもしれませんが、本当に処分場建設が進んでいる中、町民の安心で安全なことを担保していただける処分場にしていただけるようお願いいたしまして、私の質問といたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は13時40分といたします。

休憩 午後 零時 33分

再開 午後 1時 40分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

---

◇ 佐藤信親君

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問を許可します。

3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 3番、佐藤でございます。

通告書に基づきまして質問したいと思います。

午前の部で大森議員、益子議員が同じく馬頭最終処分場の関係について質問をされて、甚だやりづらい面もございますけれども、皆様方の答弁を明確にさせていただきたいなというふうに思います。

最初の、環境保全協定に向けての取り組みについてということでございます。

馬頭最終処分場の建設については、もう来年の平成29年12月、事業者の決定で契約というようなスケジュールがなされて、その間、細かい手続等がございます。例えば、平成29年

3月22日から24日、入札書の提出、29年6月2日には開札、7月中旬には落札業者の決定というようなスケジュールが示されております。また、予定価格等も公開されております。そういう中にありまして、環境保全協定についてだけ、まだまだ不透明な部分がございます。

町長の答弁の中でも、何かというと環境保全協定の中で進めたいというふうに言っておられますが、その中で、(1)の環境保全協定締結に向けた取り組みについてをお伺いいたします。

2番目の、放射性廃棄物の受け入れ基準値について、これについては、町長も先ほどの質問の中でも答弁されておりますが、どうも納得いきませんので、その点について再度お伺いしたいなというふうに思います。

3番目といたしまして、受け入れ基準値について、協定締結前に議会及び町民に対する協議や説明会等を開催する考えはあるか。

4番目について、受け入れ基準値について、住民投票を行う考えがあるか。

この点についてお伺いをしたいと思います。

1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 環境保全協定のプロセスについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、環境保全協定のプロセスについてですが、町独自の取り組みとしては、先進自治体への聞き取り調査や協定書等の収集、そして関係部署において検討を行っております。また、県とも引き続き協議を行ってまいりたいと思っております。

次に、2点目、放射性廃棄物の受け入れ基準についてですが、現段階では大森議員、益子議員のご質問にお答えしたとおりであります。

次に、3点目、議会や町民への町の対応についてですが、説明会等の対応については、今後、県と協議しながら検討してまいりたいと思います。

次に、4点目、住民投票についてですが、これまで処分場建設の可否について議論してきたとおり、住民投票の実施にはなじまないものと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 環境保全協定の締結に向けた取り組みということについて、今、資料

の収集とかそういうのをやっているということでございますけれども、事業者が決定されてしまうわけですね、今の県の建設関係のプロセスを見ていきますと。その前にきちっと県と協議を進めなければいけないということで、3月までには、益子明美議員の質問の中にもありましたように、環境保全計画を策定するというので、これは、今までの議会に何ら説明もなく来ているわけでございます。このような重大な問題を、執行部だけで捉えてよろしいのかどうなのか、私は甚だ疑問に感じているところでございます。

この環境保全協定に向けて、どのように県と協議を、いつごろしていくのか。もう、具体的な計画がなければ、環境保全協定の締結というのはあり得ないのではないかなど。県から押しつけられた協定書であれば、即締結できるかと思うんですけれども、この町民の意思を酌んだ協定書を締結していくという観点に立てば、事前にまず議会に説明をし、町民にも説明する、そういうような計画を立てた上でやっていくのが本筋ではないかなというふうに考えますので、その点について再度お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 初めに、環境保全計画と環境保全協定でございますが、環境保全計画は、県が環境アセスメントをやったものに対して、この3月までに計画について示すということで、まだ策定中というふうに聞いております。環境保全協定につきましては、日程的なものというお話でございますが、基本的には現段階でまだ、県と協議したのは2回ほどで、手続的な当初の協議しかまだしておりません、内容には入っておりません、正直な話。

今後入る予定でございますが、当然に29年中ぐらいには、基本的な内容については協議を済ませたいというふうに思っております。

細かい日程については、本当に細かいので、今お示しできるようなのは手持ちで持っておりませんが、基本的には来年度いっぱい、担当それと庁内の関係部署と一緒にその辺の協議を行って、町民あるいは議会に示せるような案、これは県が示してからなんです、その中で協議をして、町としての協議内容というのを決定、29年中には決めていきたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今、ただいまの答弁ですと、29年度中に方向を定めたいということでございますけれども、29年度中ということになってまいりますと、29年の12月には業者が

決定してしまうわけですね。

そうすると、県と町とがその協定の話し合いをするということでもありますけれども、県は今度、事業者体との協議をしていくわけですね。受け入れ廃棄物の量、これは大体、計算上の受け入れ量と県内の業者から発生される廃棄物、大体同じ量であると、イコールであると。当然、その排出された廃棄物、これ全部、全て馬頭処分場に入ってくるとは限らないわけですね。

そうすると、計画より量も少なくなってくるというようなことで、業者のほうからの質問では、何とかその県の全量確保に向けた取り組みをしていただきたいというようなことでございますけれども、各業者もいろんな企業努力で、なるべく廃棄物を出さないように処理しているというような中でいくと、量もどんどん減ってくると、絶対量が減ってくるというような中で、何らかの対策を講じていかなければいけないと。

県では、業界団体に働きかけるというふうには言っているわけですが、そういうふうな話の中に、今度は環境保全協定、また、処分量における種類の割合とか、受け入れ廃棄物はS P Cで決められるかというような話の中で、事業計画により業者の裁量で行うことは可能であるということになってくるわけです。

そうなってくると、我々が望まないものも入ってくる可能性があるわけです。ですから事前に、やはり環境保全協定の中できちっと締結しておかなければならない問題というのは、たくさんあると思うんですね。今までの大森議員、益子議員の答弁の中でも、そういうことが明確になされていないということでございますので、やはりこのタイムスケジュールというか、そういうものについてきちっと、これから県とやっていくではなくて、事細かく前もって計画的に進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

これを、ましてや執行部だけで決めてもいいものなのかどうなのかというのもございます。当然、議会にもかけていただかなければならない問題ではないかなというふうに考えておりますので、その点について再度お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 事業決定が、確かに29年の12月にP F I事業者は決まります。その以前にその環境保全協定を結びなさいというようなお話でございますが、基本的には、事業者が決まって、じゃ、すぐに入るかということそうではなくて、基本設計であるとか、許認可であるとか、そういったもろもろの手続が約1年以上かかると思います。

基本的には、その実施設計で施設等の詳細が明らかになった時点ではないと、保全協定自

体が中身のない形での保全協定になってしまう、まあ、中身のないというのは、具体的な施設が明らかでない時点での保全協定というのは基本的にはあり得ないので、事業者が決定したからといってすぐにその前に保全協定を結ぶということではなくて、その施設の具体的な協定内容について詳細設計ができてから保全協定を結ぶということで、今のところ、細かい日程はあるんですが、正直、現時点では細かい説明はできませんが、30年の9月ぐらいまでには保全協定を結ぶ予定で、その日程で今のところ検討しております。

今、言ったように、処分場については、現時点で私どものほうでは、その県の産業廃棄物の処分計画の中での量とイコールではないかということなんですが、前提としては今、全部が入るかどうかというお話ですが、基本的にはその計画と処分量をイコールで考えざるを得ません。それ全部が100%入るとは、私どもも思っておりませんが、基本的には県内の産業廃棄物の処分量が入ってくるというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 再度お伺いしますけれども、その実施設計ができた段階でということなんですけれども、その実施設計というものはどのようなことを指しているのか、説明願いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 基本的には全て、最初は搬入道路、それと造成、それと処分場の構造、それと屋根、それと水処理施設、それと管理棟、これ全てなんですけれども、基本的なその詳細設計というものは、それを含んだものができ上がるのが、やはり半年以上かかるというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） そうしますと、建設計画のこの印刷スケジュールの中で、その予定価格35億500万、この金額については何をつくるのかと。これは全て含まれていないということになってしまうわけなんですけれども、この35億何がしのお金は、今、室長が説明された中のどれに当たるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） PFI事業というのは、財政負担を一挙に出す、建設費全部について出すということではなくて、少なくとも資金計画はPFI事業者がやるわけで

す。

それで、当面のその業務委託の内容についてが35億というふうに聞いておりました、例えば、その後、年度を追って県は負担をしていく、県が支出しなければならないものは、約30年維持管理を含めると期間がございしますが、29年なんです、その間に少しその負担金分は払っていくという考えで、当初の業務委託、設計とかそういったものについては35億というふうに聞いております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） そうしますと、大体のことはその事業者が決定してから決まっていくということなんですけれども、この35億という金を県が出すということについては、ほぼ大体の実施設計ができ上がっているのではないかなというふうに思います。

ただ、工事費の算定については、まだまだこれからになるかもしれませんけれども、やはりそういう捉え方でいけば、環境保全協定についても、やはりこういうタイムスケジュールというものをつくって、きちっと町民にも、我々議会の議員にも説明していくというのが建前ではないかなというふうに考えておりますので、そういうものを立てて、後で議会に示すというようなことは考えているのかどうか、それについてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） ちょっときょうは具体的な資料を持ってきてございませんが、スケジュールについては一応、大まかには考えてございます。

ただ、その内容については、正直な話、白紙でございます。というのは、一旦、県が示された内容で町としてどうするかという検討を、それからするという考えでございまして、以前から町長が答弁しているとおりの、今の段階では白紙でございます。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ということは、白紙ということは、県から提示されない限りは前へ進まないということになってしまうわけなんですけれども、町としても、これだけ重要な案件でございまして、先に検討する、協議をする、そういう場を設けても、私はよろしいのではないかなというふうに感じておりますので、その白紙の段階から、もう町としては対応策を考えていくというのが肝要かなというふうに私は感じるんですけれども、その点につい

てお伺いして、この質問を終わりたいと思うんですが。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 確かに、組織的には今、動いてございません。担当としてその内容の検討を、資料の収集等をやっております。

ただ、一部、この前、指定廃棄物についてどう扱うかということで、関係部署が集まって検討したことがございます。そういったその関係部署で、やはり今後組織した中で、その保全協定の内容についても協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） だからね、この環境保全締結に向けた事前の協議というかそういうものは、私、必要だと思うんですよ。

何か今の話を聞いていきますと、県から押しつけられて、それを町が飲み込まなければいけないような感じになってしまうのではないかなというような危惧を抱いているものですから、こういう質問をしているわけでございます。

何とかその計画を事前に、町単独でもいいから、まずそれに向けた取り組みをなさっていただいて、それから県から示された内容と比較検討をして、万全を図っていくというような体制をつくっていただきたいなというふうに思います。その点について、町長、どうですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどお答えしましたが、町としての現在の対応ということで、先進事例の視察、あるいは先進的な取り組み、それから協定書があればそれらを収集して、町なりに腹案を持ちたい。

ただ、県がどのような内容あるいは項目でくるかはまだ想定できませんが、町としてできるだけの腹案を持って、それに県から示されたものに対して対応してまいりたい、このように思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 大抵、今の町長の答弁で納得はできるところなんですけれども、先ほど益子明美議員の質問の中で聞いたところ、鹿児島、あと熊本のほうへも視察に行ったというようなことでございます。

鹿児島のエコパークというところは行かれたかどうかちょっとわかりませんが、

あそこはオープンして半年で閉鎖というような状況になった。100億円近い損失が生じたというような状況でもございますので、そういう点も加味して、きちっとした事前の対策を、きちっと町でやっていただければなど。また、それに対して議会にご報告いただければよろしいかなというふうに考えておりますので、その点について強く要望して、1番目の質問について終わりにしたいと思います。

2番目の、放射性廃棄物の受け入れ基準値についてということで、町長は再三、その環境保全協定の中でそれを定めていきたい、また下手に数字を言うとひとり歩きをしてしまうというような答弁をなされているわけです。

また、当然、自然界にも放射能というのがございます。自然界にある放射能につきましては、我々もう人類が発生してからもう何十万年経過しているわけでございますけれども、それに伴った障害とかそういうものはないわけです。安全に今まで暮らしていたわけなんですけれども、3.11以降、その放射性物質、これは物理的につくられた放射性で、自然界にはないセシウムとかそういういろいろな放射性物質が含まれているわけです。

当然、これについて安全、安心であると言うのは、たとえ100ベクレルであれば安全だとかそういうことも言えないというふうに感じております。特に、チェルノブイリについては、子供が大人になって子供を出産しても、障害が出てくるというような状況になっているわけでございます。これは、基準値というのは、誰が安全だとは言いきれないと思うんですけれども、私は最悪のことを想定した基準値を制定すべきではないかなというふうに思っているわけです。

特に、原子炉等規制法による、1キログラム当たりの放射線量100ベクレル以下というのが示されていると思うんですけれども、また、1つは8,000ベクレル以下と、2つの基準値があるというようなことで、これはちょっとどういうことなのかなというふうに首をかしげる場合もございます。

現在のところ、食料品等についても100ベクレル以下という基準値が示されております。でも、これが一番、安全基準に近いのかなというような、私ら感じているわけなんですけれども、きちっとしたその町の考え、町長、例えば、その100ベクレル以下とか、そういうふうな1つの町長としての、町としての基準値、これを定めていくというのが、町民としても安心をいただけるのではないかなというふうに感じておりますので、その点について、多分、町長はまた同じような答弁をなされるかなと思うんですけれども、再度お伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ご指摘のとおり、同じような答弁でございます。

大森議員、益子明美議員にお答えしたとおりであります。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番（佐藤信親君） でもね、あれですよ、県と交渉するに当たっても、町としてもきちっとした値を持っていなければ、当然、県のほうはプロ集団ですから、また町の執行部だってプロ集団なんですけれども、まあ、レベルの差という、向こうがさらに専門的になってきているのではないかなというふうな感じをしているわけです。町長も今、いろんな資料とか本を読んで勉強しているということでございますけれども、この町民にとって何が一番安心、安全なのか、これが最重要ではないかなというふうに思います。

当然、私はその100ベクレル以上のものを食べても、20年、30年後には当然土の中に埋まっているのかなというふうな感じもするわけなんですけれども、やはり、孫、子の代になってきますと、延々と子々孫々までつながっていくわけです。その中で、その放射能汚染による障害とかそういうものが出た場合、誰が責任をとるのか。

今までの過去の例を見ても、福島原発だって、あれで安全だ安心だと言っていながら、あの津波の障害による、水俣病とかカネミ油の公害事件についても、誰もその安心だ安心だと言っていながら、それで知らず知らずのうちに亡くなっていった方が相当いたと。そういう人たちのことを考えれば、無念ではないかなというふうに感じているわけなんですけれども。

そういう点から、町長もきちっとその安心、安全であるという値を見つけて、公表すべきではないかなと。それが町の考えであると、町民の意向であるというような形で、保全協定の中で進めていっていただく、その点についてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） その点につきましては、当然、保全協定締結前には明らかにしたい、このように考えております。

それにつきまして、その明らかにするために、何の根拠もなく数字を勝手に申し上げるわけにはいきません。そのために、私も一生懸命勉強させていただく、あるいは専門家、知識人の方々のご意見を伺って、いずれかの数字を口にするあるいは発表する、こういう時期があると考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 原子炉等規制法による1キログラム当たり100ベクレルというのが、一番私は基準となってくるのではないかなというふうに捉えておりますので、そういうところについてもきちっと、これは根拠のある法律でございますので、それを参考にさせていただければなというふうに思います。

本来ならば、自然界にある放射線、放射性汚染物質以外のものは、馬頭の最終処分場には入れてほしくないというのが私の本音ではございますけれども、実際、その100ベクレル以下というのは、ゼロということはありません。ある方がこの町内の土壌汚染を測定した結果、芳井地区では1,000ベクレルを超える値が出たと。私の畑の中の土地を取って調べたところ、875ベクレルもあったというような状況になっているわけです。

当然、そこにはうちの孫もそこに住んでいるわけなんですけれども、絶対それで障害がないとは言い切れないというふうには思うんですけれども、そういう子供たちとか孫、子々孫々のことを考えれば、少しでも自然界にない放射線物質は避けるべきではないかなというふうに思いますので、100ベクレル以下というものを基準として検討していただければなというふうに思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 貴重なご意見として賜りたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 貴重なご意見ということではなくて、本当に提言でございますので、その点については十分、町長も認識していただきたいなというふうに思います。

以上で、2番目の質問については終わりにしたいと思います。

3の、受け入れ基準値について、協定締結前に、議会及び町民に対する協議や説明会等を開催する考えはあるかという点でございますけれども、これは事細かに協議を進める、また、町民に対しても説明をする、そういう形で進めていただければなというふうに思います。

当然、この放射性物質につきましては、笠間の中にもう7万トンくらいの放射線汚染物質が搬入されているというふうなこともございます。そういう点も考慮していけば、きちっと町民に、事前にご理解と説明責任を私は果たすべきではないかなというふうに思います。こ

れについて再度お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 先ほど、私ども町としての日程ということで、29年度以内にその案を策定していきたいということでございます。その中で、当然、基準値については今、示せる話でもございませんので、具体的に県から示された中で、それで町としてどうするか、それを受け入れるか受け入れないか、町としての案は当然、持つわけなんです、その辺は、町の案にするか、県と一緒に合同になるかわかりませんが、住民説明会等は開催していきたいというふうに思いますが、現段階でいつということは申し上げられません。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） この住民説明会等については、どのような形で開きたいというふうに考えているのか。その点、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 基本的に専門的な部分もございますので、町だけということではなくて、県と合同で開くような考えで持っていきたいというふうには思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） その場合、前に町長が、先ほど行政報告の中でもありましたように、各地区を回って説明会を開催するのか、それとも馬頭地区、小川地区で1カ所ずつ開催するのか。その点についてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 今までの例から申し上げますと、町全体で1カ所でやるような計画になるかなと思いますが、それはまだ、あくまでも私どもの考えでございまして、どうなるかというのはまだ決まっておりません。ただ、今までの例からいいますと、1カ所で説明会というふうになるかなというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 多分、1カ所でやってもそんなに集まらないというふうに思うんです。どうしても、1カ所の会場周辺から離れている地区においては、来ないと思うんですよ。

これだけの重要な問題ですから、各地区を回っていくような、前の町政懇談会みたいな形で説明会を開催すべきではないかなというふうに思っているところでございますが、また、議会等のほうについても随時、全員協議会等も開催して、やはり議員の理解も得られるような形で進めていかなければいけないのではないかなというふうに考えますので、その点について再度またお伺いしておきます。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） その説明会については、ちょっと今の段階でこうだという決定打はございませんので、ご意見としてお伺いするという事しかお答えできませんが、議会についても、ある程度まとまった時点ではないと私どものほうの説明も正直できませんので、そのまとまった時点での説明ということになろうかと思えます。時期も含めて、今後検討してまいりたいというふうに思えます。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） できれば多くの町民に説明をし、また議会にも説明をして、町民がある程度納得できる体制をつくった上で、保全協定と受け入れ基準値を定めていただければなというふうに思います。

次に、受け入れ基準値について住民投票を行う考えはあるかについて、町長は、そぐわないのでやらないというようなことでございます。

でも、これ、住民投票しないで、町執行部だけで決めてよろしいのか。当然、そこには議会の議決を経た上で締結になってくるかなというふうに思うわけなんですけれども、幾ら議会も町民代表である、当然、町長も町民の代表であるということでありましてけれども、このような子々孫々までわたる重要な問題を、この執行部と議会だけで決めてよろしいものなのか。私は住民に問うべきではないかなというふうに考えているところですが、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 住民投票については、先ほどお答えしたとおりであります。この受け入れ基準値、これは私ども、素人というと語弊がありますがけれども、現段階でどの基準が安全か、これさえ、これからいろんな専門家の方、今までもお伺いしていますが、専門家の方、あるいは知識人、あるいは文献等から、本当に真剣に勉強していかなければならない事案だと思っております。

これを、全ての住民に対して住民投票をする、これは当然、住民投票としてはなじまない案件であります。そして、当然、説明の中では、住民の方にも説明させていただきますし、議会のほうにもお示しさせていただいて、ご意見等伺いたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 当然、この受け入れ基準値については、当然、環境保全協定の計画の中で出てくるものだというふうを感じているわけなんですけれども、全体的にその環境保全協定について、当然その中に受け入れ基準値というのが示されてくるわけですので、これは全体的に環境保全協定としても住民に示して、住民からの意見を聞くということで、私は住民投票が必要ではないかなというふうに考えます。

もし、これが議会の議決で否決された場合、またどうなるのかという問題も出てくるわけですので、そういう点についても、やはり住民からの意見を聞かなければいけない。

また、その指定廃棄物以外にまだまだ未指定の廃棄物、汚染された物質があるわけです。それについてはどうするかという、焼却されたりそういうところで、この塵灰等も含まれて入ってくるというようなこともございますので、住民にもきちっと理解をいただく意味でも、住民投票を実施すべきというふうに私は考えているところでございます。

町長は、なるべくやりたくない。当然、これ、やれば反対票が多分上回るというふうに私は思うんです。私は、馬頭処分場については早期建設ということで働いたほうの1人でございます。ただ、その3.11以前のものについては私は賛成でありますけれども、3.11以降の処分場のあり方については、ちょっと私も甚だ疑問に感じているところでございますので、そういう親切な対応をやっていくというのが町執行部ではないかなというふうに感じますので、町長、そぐわないの一言ではなくて、私はこれも検討していく課題ではないかなというふうに思います。

町長はよく、あなたの声は私の知恵袋とか何かと言っていますけれども、それと私は同じだと思うんです。町民の声というのがどういう声なのか。当然、町長は選挙を経て今の町長にあるわけです。私らもそれなりに選挙を経て、今の議員としているわけですので。私らだって自分たちの考えをしっかりと持たなければいけないという認識ではいるわけです。だから、町長でも、町の代表者であるわけですから、きちっとした認識を持って対応していただきたいなというふうに思います。

そういう点について、私はもうしつこくしつこく住民投票を実施するようにお願いしたいなというふうに思うわけですが、再度、町長。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどお答えしたとおりであります。基準値の住民投票、これは私はそぐわないと考えております。

そして、私の意見あるいはこれから環境保全協定を結ぶに当たって、町民の方々に説明をする機会があると思います。その中でしっかりとした説明をさせていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番（佐藤信親君） そうしますと、住民投票をしないで、町長の考えで決めるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 受け入れ基準値の住民投票というのは、当然、想定されているといらっしやると思われる基準値、当然、指定廃棄物ではない、それより下、ゼロではない、ゼロより上、その中で、基準値の住民投票、これはあり得ない、そのように考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番（佐藤信親君） 私の質問が悪いのかどうなのかなんですけれども、この受け入れ基準値というのについては、環境保全協定の中で当然締結される、示される数値だと思うんです。ですから、その環境保全協定そのもの、当然含まれてくるわけですから、それについて住民投票を行う、こういうことで締結してよろしいかというのを町民に伺うのも、私は重要な職務ではないかなというふうに、こう考えるわけでございます。

どうしても、町長は、そういう住民投票をやりたくないというのは、前々から言っておりましたけれども、これには多くの町民が賛同できかねないという方が大勢いるから、町長は住民投票にはかけたくない、もし否決された場合のことと考えると、できないのではないのかなというふうに私は思います。

そういうことではなくて、住民は今後も町に住むわけですから、住民の意思というものを尊重していただきたいなというふうに思うわけです。町長はたった1人なんです。1人ですよ。町民は1万7,000弱いるわけです。1万7,000分の1の考えと、やはりその1万7,000のうちの何人かというのをはかりにかければ、1万7,000分の何がしというほうが私は重い

と思うわけなんです。

そういう点からも、そういう環境保全協定の素案ができた段階で、住民説明会を開いた後、その住民投票に付すというのが、私はあるべき姿ではないかなというふうに考えます。

これは多分、何回言っても、町長はやりませんと、すぐわないでいくのかなというような感じているわけなんですけれども、この問題については、多くの住民の、この町に住む住民の意思を反映させる手続を経た上で、私は決定すべきではないかなというふうに考えますので、その点、町長に再考を願いたいなというふうに思っておるところでございます。

これについてとやかく言っても、水かけ論になってしまうという考えはあるわけなんですけれども、この放射線汚染物質、それだけでなくって産業廃棄物最終処分場ということで、その町のイメージが相当下がってきているわけなんです。そこに、また放射性汚染物質が入ってくるということになると、この町そのもののイメージがさらに悪化する恐れが、私はあると思います。

それだけでなく、ちょっと余談になってしまうんですけれども、この間の婚活活動についても、あらぬうわさが風評被害的に出ていると。那珂川町に嫁になんかやりたくないというようなそういううわさも、それも風評として出てきているわけでございます。その町の計画書、何を見ても、緑豊かな、自然豊かなこの町ということであっているわけなんですけれども、そういうものが入ってくることによって全部否定されてしまうという恐れがございますので、そういうことがない、本当に緑豊かな、自然豊かなこの町という形でいっていただければなというふうに思います。

また、県内で最も消滅市町村に近いという町になっているわけなんですけれども、またこういうものが入ってくることによって、さらに加速する恐れもあるというようなことで、これは慎重にやっていくべきではないかなと。

重ねて言いますが、私はこれは住民投票に付すべき案件ではないかなというふうに考えますので、その点を強く申し入れて、今回この質問を終わりたいというふうに考えております。

大きな2番目の、個人番号カードを活用した住民票、印鑑登録証明書等の発行機の設置についてということで、質問したいというふうに思います。

現在、那珂川町の半数以上の人たちは、町外に勤務しているのではないかなというふうに思います。当然、民間の場合ですと、休暇をとるということは大体半日単位、地方公務員みたいに時間休をとれるというような職場は余りないように聞いております。どうしても、町

外から町に戻ってくるときに5時15分を過ぎてしまうというようなことで、相当、不便を来しているという声も聞かれます。

また、個人ナンバーカード、これ、現在、県全体で5.5%の普及率ということで、特に那珂川町の場合は、県内でもそれでもまだいいほうで、6.5ということで、5番目ぐらいに入っているわけなんですけれども、せっかく多額のお金をかけたマイナンバーカードというんですか、それが使われない、宝の持ち腐れになっているということを考えると、これを活用して住民票なり印鑑証明、当然、個人ナンバーカードですと、自分の身元を証明するカードでございますので、不正に使用されることはないというふうに思いますので、それを活用した交付機をコンビニなどに置いていただければ、住民の利便性が図れるのではないかなというふうに考えますので、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 個人番号カードを活用した住民票、印鑑証明等の発行機の設置についてのご質問にお答えいたします。

コンビニエンスストア等を利用した証明書等交付機の設置については、本町におきましても住民の利便性の向上を図る観点から、課内を中心に導入の是非の検討を進めてきたところでございます。

自動交付機は、従来より各自治体において導入されてきたところでありますが、個人番号カードの交付が始まったことから、より利便性の高い、コンビニ等を利用した証明書等交付機の導入を検討いたしました。

導入経費を算定したところ、初期導入費は機器のリース等を含めた5年間の経費は、1,910万円となります。また、サービス運営主体であります、地方公共団体情報システム機構への運営負担金や、コンビニ事業者等への手数料が必要となります。

一方、コンビニ交付の先進の市町の状況をお伺いいたしますと、コンビニ交付率は、交付全体の1割程度と伺っております。

これらを勘案いたしますと、コンビニ交付は住民にとって大きな利便性があることは十分認識しておりますが、現在以上、費用がかかることは明白でございますので、費用対効果の面から、現段階では導入は考えておりません。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

[3番 佐藤信親君登壇]

○3番（佐藤信親君） 今の答弁ですと、検討はしたけれども、対費用効果で考えるとメリッ

トがないというような答弁でございますけれども、5年間で1,900万、約2,000万弱の金額になってくるかなというふうに思うんですけれども、これを1年に分けると500万程度で済むというようなことで、これからの勤務態様等を考えていけば、私は自動交付機を設置してもよろしいのではないかなというふうに、こう感じているわけです。

であれば、また時間延長して夜7時まで窓口をやっているとか、そういうふうな対策が講じられているのであれば、私も納得できるわけなんですけれども、当然、それにはまた人件費がかかってきてかさむということで、住民サービスという点を考慮していけば、ある程度のその費用対効果だけではなくて、住民の利便性を優先した施策というのも、私は必要ではないかなというふうに考えるわけでございますけれども、そういう点も考慮した上で設置に向けた取り組みをすべきではないかなというふうに考えますので、再度その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 住民サービスの向上ということにつきましては、町といたしましても最も重要な施策と考えております。

現在、窓口延長につきましては、毎週水曜日に行っているわけでございますが、そのときにおいても、窓口の交付は大体1回に当たり本庁で10件弱ぐらいですかね、6件から7件ぐらいだと思います。

しかしながら、サービスの向上のための費用についてもあわせて考えなければならないことがありますので、その点、ご理解願いたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 余りその対費用効果だけで物事を考えていってしまえば、今度、逆に職員のことについても対費用効果があるのかどうかという。職員の評価制度システムを今度導入するということになってくると思うんですけれども、そういうふうな評価ではなくて、きちっとしたその住民サービス、その点を上げて、いかに町民に利便性を提供できるか、そういう施策も私は重要ではないかなと。

当然、行政というのは見返りがありませんよね。全て赤字になっていると思うんですよ、やっていることは。黒字になるということはまずあり得ないと思うんです。だから、そういう費用効果ばかりを考えていたのでは、私は住民の生活の利便性にはならないというふうに考えておるわけです。そういう点から考えて、私はこれは設置、馬頭地区に1カ所、小川地

区に1カ所、どこかのコンビニに設置していただければ、利便性が図れると思うんです。

特に、印鑑証明書の発行というのは、これ、何かもらいに行くときに、もらいづらいんですよ、すごくて。借金か車を買うとかそういうときに、印鑑証明とかそういうのを使うというのがあるので、何となくこう、嫌な雰囲気、私なんか印鑑証明書をもらいに行くときはあるわけなんですけれども、そういうことも考慮すれば、その自動交付機があれば必要ときにいつでもとれるというような感じで、町民の利便性にも図れるというふうに思うわけです。

この間、全議員で行政視察に紫波町に行ったんですけれども、その役場の同じフロアなんですけれども、こう仕切りがあって、ここからが庁舎ですよ、ここが通路ですよということに、その自動交付機があったんです。何で役場内に自動交付機を置く必要があるのかなと、ここまで来ればもう窓口だろうというふうに私も考えたんですけれども、何でそこに置かれているのか。

そういう嫌な思いをする方もいるからかなというように感じて、こう見てきたわけなんですけれども、そういう細かいところに配慮する、そういう行政があったっていいんじゃないかなと私は思うわけです。何もお金がかかってメリットがないとか、そういうふうに決めつけるのではなくて、町民がいかに生活しやすい環境をつくってあげられるか、これも大きな行政の課題ではないかなというふうに考えているわけなので、確かにその、今、課長が言われたように、いろいろ検討した結果、そういう結果でしたということでは、私としても言いにくいところがございます。

確かに、年間に換算すれば500万円弱の金額がかかってくるということでもありますけれども、なかなか仕事を休んでまでとりに来る、皆さん窓口に来ているというのは、そうやって半日休暇をとって来るとか、そういう思いで来ているわけです。民間の場合、40日の休暇というのは、あり得ないみたいなんです。せいぜい20日程度、お子さん持っている方は子供が病気になればそこから休暇をとって、何だかんだでどんどん休暇もなくなってくるというような状況でございます。

今、働き方改革だ、何だかんだということではやっておりますけれども、町もそういう点で、働き方に合わせた行政であっても許すのではないかなというふうに考えます。この点について、課長と話し合っても多分それ以上の答えは出てこないと思いますので、町長、この点について何か一言ありますでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 以前にも申し上げましたが、課長の答弁は町長の答弁と理解いただきたいと思います。

ただ、この費用対効果、そればかり追求する、これは決していいことではないと私も思っております。この費用について、コンビニ交付の普及率が実際交付量の1割ぐらい、それを多いか少ないか判断しかねるところもあります。1割以下の方だって、本当に必要な方もあろうと思います。そういう方のために便宜を図る、これも行政の大事な役目だと思っております。

ただし、この経費については、例えば、よその自治体とも全国一律で、一斉にこれを始めましょうとか、そういうシステムができるとか、そういうことがあれば、当然入ってまいりますし、これから、本当にそのコンビニ交付が本当に必要なのか、窓口延長だけでは対応しきれないか、それと、窓口で見られたくないから機械でほしいと、証明等は本当にプライバシーもかかわりますけれども、安全性、これも当然大事なことであります。それを悪用されたのでは大変なことになる、そういうことも鑑みまして、これから各地の先進事例と、今、佐藤議員がおっしゃいました紫波町の事例とか、それも、全てがいいことばかりかどうか私どもも判断しかねますので、いろんな先進事例等も研究はさせていただきたい、このように思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 何か今の答弁を聞きますと、何かやる気がないような感じがするわけなんですけれども。

以前に行った那珂川町と友好都市協定を結んでいる愛荘町ですか、愛荘町はもうコンビニでの交付をやっているわけです。

なぜこれを私、言っているかと言いますと、先ほども言ったように、マイナンバーカード、これについてだって莫大な金がかかっているわけです。幾ら国費が、補助があったからとか何か言っても、それだけのお金をかけて5.5%、県全体です、ね、那珂川町は6.5%という状況の中で、そのことを考えたって、費用対効果を考えれば何の意味もなさないわけですよ。ね。莫大にかけて、6.5%。

だったら、このカードを発行することによって、そういう自動交付機の中で必要な書類はとれますよということになれば、皆さんこのカードをつくるのではないかなというふうに思うわけです。だから、このマイナンバーカードとあわせて有効に利用していくというような

ことで、私は利用面の成果を上げられるような方向で行ければよろしいのではないかなというようにこういう考えのもとに、こういう質問をしているわけなんですけれども、町長、この点もよくよく考慮した上でお願いいたしたいなというふうに思いまして、時間も時間ですので、最後に要望という形で答弁を最後にいただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご意見、国会議員の先生方にもこういうご意見があったとお伝えしたいと思います。

○3番（佐藤信親君） 言いたいんだけど、以上で終わりにしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時39分